

邑楽町告示第7号

平成18年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年3月2日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成18年3月7日
2. 場 所 邑 楽 町 役 場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（20名）

1 番	後 藤 勝 子 議員	2 番	松 島 茂 喜 議員
3 番	加 藤 和 久 議員	5 番	小 倉 孝 夫 議員
6 番	金 子 正 一 議員	7 番	小 島 幸 典 議員
8 番	立 沢 稔 夫 議員	9 番	小 倉 修 議員
10 番	横 山 英 雄 議員	11 番	本 間 恵 治 議員
12 番	細 谷 博 之 議員	13 番	相 場 一 夫 議員
14 番	中 川 健 治 議員	15 番	桜 井 征 男 議員
16 番	青 木 久 議員	17 番	千金楽 幸 作 議員
18 番	松 原 市 祐 議員	19 番	新 島 正 議員
20 番	石 井 悦 雄 議員	21 番	大 野 栄 議員

○不応招議員（なし）

平成18年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成18年3月7日（火曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2 号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例
- 第 6 議案第 3 号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 号 邑楽町国民保護協議会条例
- 第 8 議案第 5 号 邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 第 9 議案第 6 号 邑楽町長、助役、収入役及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第10 議案第 7 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8 号 邑楽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 1 号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 9 号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 邑楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例を廃止する条例
- 第15 議案第11号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第12号 邑楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第13号 邑楽町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第14号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第15号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第16号 邑楽町企業立地条例
- 第21 議案第17号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第18号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
- 第23 議案第19号 工事委託契約締結事項の変更について
- 第24 議案第20号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第21号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第23号 邑楽町第5次総合計画について
- 第28 議案第24号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算
- 第29 議案第25号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

- 第 3 0 議案第 2 6 号 平成 1 7 年度 邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第 3 1 議案第 2 7 号 平成 1 7 年度 邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第 3 2 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度 邑楽町一般会計予算
- 第 3 3 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度 邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度 邑楽町老人保健特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度 邑楽町介護保険特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度 邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度 邑楽町水道事業会計予算

○出席議員（１９名）

1 番	後 藤 勝 子 議員	2 番	松 島 茂 喜 議員
3 番	加 藤 和 久 議員	5 番	小 倉 孝 夫 議員
6 番	金 子 正 一 議員	7 番	小 島 幸 典 議員
8 番	立 沢 稔 夫 議員	9 番	小 倉 修 議員
1 0 番	横 山 英 雄 議員	1 1 番	本 間 恵 治 議員
1 3 番	相 場 一 夫 議員	1 4 番	中 川 健 治 議員
1 5 番	桜 井 征 男 議員	1 6 番	青 木 久 議員
1 7 番	千金楽 幸 作 議員	1 8 番	松 原 市 祐 議員
1 9 番	新 島 正 議員	2 0 番	石 井 悦 雄 議員
2 1 番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（１名）

1 2 番	細 谷 博 之 議員
-------	------------

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	助 役
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
石 井 節 雄	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
宮 沢 孝 男	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
金 子 重 雄	会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

◎開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成18年第1回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時05分 開議〕

◎諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会において本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において立沢稔夫議員、小倉修議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの14日間と決定しました。

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○中川健治議長 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年10月7日に人権擁護委員3名のうちの1名から辞任届が出され、同年11月30日付で法務大臣の解職辞令が発令されました。これを受けて人権擁護委員1名を補充するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会議員の選挙権を有する住民の中から人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深く理解のある邑楽町大字鶉新田207番地6、関根史代氏を人権擁護委員として推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 中川健治議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 中川健治議長 挙手全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

- 中川健治議長 日程第4、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年2月20日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である「烏帽子山植林町村組合」の名称が「烏帽子山植林組合」に変更されるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求

めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例

○中川健治議長 日程第5、議案第2号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第2号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例について、提案理由の説明を申し上げます。

最近子供たちを巻き込む犯罪や刑法犯が多発化、多様化しています。これに対し、町民の防犯意識の高揚を図りながら、地域に存在する防犯組織やボランティアによる自主的な活動を推進し、行政や町民、事業者が一体となって犯罪の少ない町づくりに取り組むことにより、町民が安全で快適な生活を実現できることを目指して本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては生活環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 生活環境課の並木です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例の補足説明を申し上げます。

第1条は、目的について定めたものです。この条例は、町民の安全が保たれる犯罪の少ない町づくりに関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、犯罪防止の基本的事項を定め、町民が安全

で安心して暮らせる町づくりの推進を図ることを規定したものでございます。

第2条は、基本的理念について定めたものでございます。安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮し、町、町民等（町民、事業者及びこれらの者で組織する団体をいう。）及び関係行政機関が連携し、協力して行うことを規定したものでございます。

第3条は、町の責務について定めたものでございます。町は、前条に規定する基本理念にのっとり、安全安心まちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を規定したものでございます。

2項は、施策の策定に当たっては、町民等及び関係行政機関の意見を反映させるように努めることを規定したものでございます。

第4条は、町民の責務について定めたものでございます。町民の皆さんは、犯罪に遭わないよう日常生活において安全確保に努めるとともに、町民の皆さんが行う自主的な防犯活動や町が実施する施策に協力するよう努めることを規定したものでございます。

第5条は、事業者の責務について定めたものでございます。事業者は、基本理念にのっとり、所有または管理する施設及び事業活動に関し、みずから安全確保に努めるとともに、従業員の安全安心まちづくりに関する意識の高揚を図り、町が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めることを規定したものでございます。

第6条は、あいさつ一声運動の実践等について定めたものでございます。町民は、地域社会においてあいさつ一声運動の実践、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めることを規定したものでございます。

第7条は、推進体制の整備について定めたものでございます。町は、町民と協働して安全安心まちづくりに推進するための体制を整備することを規定したものでございます。

第8条は、広報活動等について定めたものでございます。町は安全安心まちづくりに関し、町民の皆様の理解を深めていただくため、広報活動を行うことを規定したものでございます。

第9条は、町民等に対する啓発活動の推進について定めたものでございます。町は、町民等が自主的に行う防犯パトロール等の活動を促進するため、安全に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を行うことを規定したものでございます。

第10条は、子供等の安全の確保について定めたものでございます。町及び町民等は、犯罪及び事故の被害を受けやすい子供、高齢者、障害者、女性その他の者の安全を確保するよう努めることを規定したものでございます。

2項は、町民等は、子供等が危害を受けていると認められる場合、または危害を受けるおそれが明らかであると認められる場合は、警察等関係機関への通報や避難誘導などの適切な措置をとるよう努めることを規定したものでございます。

第11条は、町施設における犯罪防止の措置について定めたものでございます。町が設置する施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等必要な措置を講ずるよう努めることを規定したもので

でございます。

第12条は、空き地または空き家における犯罪防止の措置について定めたものでございます。空き地や空き家を所有、管理している者は、犯罪を防止するため必要な措置を講ずるよう努めることを規定したものでございます。

第13条は、委任について定めたものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 邑楽町安全安心まちづくり推進条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第6、議案第3号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第3号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公文書の開示義務を規定する条文中、公務員を説明する文言に独立行政法人、地方独立行政法人等の文言を追加、整理するものと、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の情報公開についての条文を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 邑楽町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 邑楽町国民保護協議会条例

日程第8 議案第5号 邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

○中川健治議長 日程第7、議案第4号 邑楽町国民保護協議会条例及び日程第8、議案第5号 邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の2案を関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 ただいま上程となりました議案第4号 邑楽町国民保護協議会条例について、議案第5号 邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成16年6月18日武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が公布されたことにより、武力攻撃事態等において地方公共団体は当該地域において国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有することとなりました。さらに、同法で市町村において国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を置くことが規定されたことに伴い、関係条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 邑楽町国民保護協議会条例について、説明を申し上げます。

1条で、目的を規定したものでございます。国民の保護に当たっては国並びに地方自治体が一緒

になって国民保護に当たるということで、そのための方策等を検討協議するための協議会ということで目的を1条で規定してございます。

2条においては、協議会の委員構成等について規定してございます。

3条においては、会長の職務代理についての規定でございます。

4条は、協議会の会議について規定したものでございまして、1項で会長が招集し、議長となる。2項においては、協議会は委員の半数以上が出席して会議を開くことができるというものでございます。3項において、協議会の議事は出席委員の過半数で決するというものの規定内容でございます。

5条において、雑則でございますが、協議会の運営に関し、必要事項は会長が協議会に諮って定めるというものであります。

附則として、条例の公布について、公布日から施行ということでございます。

次に、邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について申し上げます。

1条において、目的を規定したものでございます。ちなみに、説明をずっとしていきますが、まず国民保護対策本部ということで規定してございます。組織については、第2条で規定したものであります。

第3条では、会議についての規定内容でございます。

第4条において、部を設置することができるということでの規定内容となっております。

5条においては、現地の対策本部についての規定でございます。

6条で、雑則でございますが、7条において国民保護対策本部について今申し上げましたが、緊急対処事態対策本部条例におきましても準用するということでの準用規定となっております。

附則で、公布の日から施行するといった規定ということでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより2案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第4号について、討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 ただいま一括提案されたものについて、一括反対討論いたします。

この第1条の目的の中にははっきりと武力攻撃事態等における国民の保護措置をとるということに明記されておりますけれども、日本は憲法9条によって戦争の放棄が明確化されているにもかかわらず、米軍の先制攻撃戦争などに自治体、住民を総動員する有事法制の一部であると思います。

そういった中で、今各市町村に対して国は国民保護計画づくりの諮問機関となる国民保護協会設置条例を今年の3月中に届けを提出しなさいと。また、協議会の自衛隊への参加も即して地方自治体への軍事介入を非常に強めております。そういう中で基本指針によると、有事というのは国の目的として1には着上陸攻撃、2に航空攻撃、3に弾道ミサイル攻撃、4にゲリラ、特殊部隊、テロ攻撃も含まれるということで、はっきり明記されております。そして、県で言うと実際に同法に基づいて実動訓練している福井県などがあります。また、千葉県の富浦町の訓練では小学生まで訓練に動員して空襲警防のラッパのもとに安全なところに全員集めて、こういう訓練がもう既に行われている。国民保護法に基づきまして、各都道府県について全国市町村には2007年までにまた具体的な計画をつくるよう求めていますけれども、これが非常に各自治体に批判や疑問、また戸惑いの声も多く出ているのが事実です。そういう中で、東京国立市の市長は非常に非現実的なものに対応を迫られていて、自治体としては苦慮しているということで、独自にいろいろのことを考えているようですけれども、そういった点で国の押しつけのこういうものについていかがなものかなと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 邑楽町国民保護協議会条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 邑楽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 6 号 邑楽町長、助役、収入役及び教育長の給与の特例に関する条例

○中川健治議長 日程第 9、議案第 6 号 邑楽町長、助役、収入役及び教育長の給与の特例に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第 6 号 邑楽町長、助役、収入役及び教育長の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年に引き続き町四役の給料を減額することにより、町民の方々にも町財政の厳しい状況を認識していただくとともに、ともに痛みを分かち合い、この厳しい状況を一刻も早く乗り切る機運を醸成するため、町長、助役、収入役及び教育長の給料の10%を平成18年4月1日から1年間にわたり減額しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第 6 号 邑楽町長、助役、収入役及び教育長の給与の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 7 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第10、議案第 7 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第7号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員に関する給与法の改正内容に準じて、邑楽町職員について給料表並びに諸手当を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明させていただきます。

議員ご存じのとおり、国家公務員における給与改正がなされ、それに伴って地方公務員の給与を改正するものでございます。概要を申し上げますと、行政職の給料表の見直しということで、平均4.8%を引き下げる内容でございます。また、通勤手当2キロ未満における支給をしていたものを廃止するという内容がございます。それと今回の給与改定の中で大きなウエートを占めてきますのが、地域手当という手当を新設するという内容でございます。ちなみに、これにつきましては邑楽町の在勤の職員については該当がございません。また、これらの改正に伴って関連する条文の整理ということで、邑楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、もう一つが邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、これらが地域手当の導入に伴います給料等の内容の変更がございますので、条文の改正を伴うものでございます。

条例について申し上げますと、第2条におきまして地域手当を給与ということで加えるものでございます。

4条3項から8項までについてでございますが、昇給等についての昇給の期間あるいは昇給号給といえますか、これらについての規定したものでございます。また、55歳を超える職員に対する昇給等にかかわる規定も5項で規定したものであります。

4条の2という条文におきます復職時における号給の調整、これは休職していた職員等が復職した場合の取り扱いについて決めたものであります。

5条では、給料ということで規定したものでございます。

また、9条の2ということで、先ほど申し上げました地域手当を創設しましたので、それを加えた条文の整備でございます。2項においては、地域手当の月額についての支給割合を示したものでございますが、1号で6級地、100分の3という記載がございますが、これにつきましては群馬県が6級地ということで規定をされ、その中における前橋、高崎、太田を6級地の中における地域手当支給ができる地域ということで、邑楽町の例えば職員がそちらに勤務するようになった場合に地域手当というのを支給する必要性が生じてくるということで、規定したものです。また、ほかの地域における地域手当等もございますので、それらにつきましては3項で規定してございますように別

途その必要が生じた場合においては規定をするというものであります。また、先ほど概要として申し上げました2キロ未満の通勤手当の廃止ということで、12条の第2項第2号のイを削ることになりますので、イが削除されますので、ロがイ、ハがロということで順次繰り上がるということでの規定でございます。

次に、16条におきましては1時間当たりの給与額の算出方法を規定したものでございますが、これにつきましても地域手当の月額を加えるということで整備する内容でございます。

17条におきましては、地域手当の項がふえたことに伴います条ずれが生じたので、その整備でございます。

18条におきましては、期末手当における級の変更と地域手当を加えた額を基本として期末手当の計算をするということで条文の整備でございます。

19条における勤勉手当の基礎額について、同じく規定したものでございます。

20条におきましては、扶養手当、休職者の給与を規定してする内容でございますが、給与ということで地域手当が整理されましたので、地域手当を加えての条文の整備という内容でございます。

なお、附則においては4月1日から施行を規定しております。

2条では、職務の級の切りかえということで、3枚ほどめくっていただきますと別表ということで行政職給料表が新たに6級で規定される内容であります。この切りかえ方法についての規定等が明記してございます。

3条においては、号給の切りかえということで附則第2に定める号給という一番最後に掲げてございますが、これについて切りかえ日における号給の切りかえを行う場合の方法を規定したものであります。

4条において、規定日前の異動者の号給の調整、あるいは5条における職員が受けていた号給等の基礎ということで、それぞれ該当するものの給与等をどうとらえて切りかえていくかということでの調整方法等を記載したものであります。

6条では、切りかえに伴う経過措置が規定してございますが、先ほど概要で申し上げましたように平均4.8%引き下げるという内容で給料表の改定がございました。しかし、切りかえに伴う経過措置の中で6条で1項は現給を保障しますということでの規定内容でございます。2項、3項につきましても、同じく給与等における切りかえ時にほかの職員との検証等を考慮して、必要があるものについては規定で定め、それを使用していくということで、規則で定めることを内容としたものであります。

7条でございますが、給料月額という文言については前条の規定による給料の額と合計額ということで、調整前における給料月額を調整前における給料月額と前条の規定による給料の額という文言の整備でございます。

また、8条では規則への委任としまして、附則2条から前条までに定めるもののほか、条例の施

行に関して必要な事項は、規則で定めることを規定した内容であります。

9条においては、邑楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。これにおきましても、給料というものが地域手当を加えた月額の合計額を言うということでの給料規定に変わりましたので、文言の整備でございます。

次に、邑楽町の職員の育児休業に関する条例の一部改正でございますが、先ほど申し上げました職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正同様、文言の整理と職務復帰後における給与等の扱いについて、規則の定めるところにより号給を調整するという文言の整備であります。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、第11条で派遣職員についての内容を、第4条中「扶養手当」の次に、やはり「地域手当」を含めるという考え方から、加えるものであります。6条において、「給料月額及び昇給期間」というものを新しい給料表で実施した場合、「号給」に改めるという内容のものでございます。7条においては、4条と同様「扶養手当の」の下に「地域手当」を加え、整理する内容でございます。15条につきましては、6条と同様「給料月額及び昇給期間」を「号給」に改めるといったものでございます。

なお、次のページが別表としまして行政職の給料表が3枚続きます。3枚あけますと附則別表第1ということで、職務級の切りかえ表というものでございますが、真ん中が級の現在使われている級を示します。右側が新しい4月1日以降の適用される級を示すものでございます。1級、2級におきましては新しくなる場合に1級ということになります。また、4級、5級においては3級ということで整理をする内容でございます。

また、次のページについてでございますが、附則別表第2においては新しい給料表に切りかえる場合の切りかえの細かい方法について規定をした切りかえ表でございます。

雑駁になりましたけれども、以上で説明とさせていただきます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号 呂楽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する

条例

○中川健治議長 日程第11、議案第8号 呂楽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第8号 呂楽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、旅費の種類中日当を廃止し、旅行雑費を新たに加えるため、条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明申し上げます。

日当につきましては、全面廃止という考え方を持っております。昨今の情勢からしますと、余りふさわしくないのではないかという考え方からでございます。なお、旅行雑費というものが新たに加わるわけですが、これについては16条で旅行雑費、1日につき1,200円という規定内容でございます。これらのものについて、支給をされない場合としまして、1号としては県内及び旅行行程100キロメートル未満の地域への旅行、2号としましては自動車による旅行、あくまで公用車を想定したものでございます。3号では、自転車による旅行。4号では徒歩による旅行。これらについては旅行雑費の支給をしないという考え方でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 呂楽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第1号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第12、議案第1号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

本間恵治議員。

○11番 本間恵治議員 議案第1号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、邑楽町職員等の旅費に関する条例の一部改正に準じて、旅費の日当を廃止し、旅行雑費を加えるものであります。

よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第13、議案第9号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第9号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町職員等の旅費に関する条例の一部改正に準じて、旅費の日当を廃止し、旅行雑費を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号 邑楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例
を廃止する条例

○中川健治議長 日程第14、議案第10号 邑楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第10号 邑楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町住宅新築資金等貸付条例に基づく借入金の返済を円滑に行うため、邑楽町住宅新築資金等

貸付金に関する基金を設置してまいりましたが、平成9年9月に呂楽町住宅新築資金等貸付条例は廃止されました。これにより貸付金の償還のみが行われている状態を踏まえ、呂楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例を廃止いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 呂楽町住宅新築資金等貸付金に関する基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第15、議案第11号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第11号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第227条の規定により、特定のもののためにする事務については手数料を徴収することができることから、呂楽町でも手数料条例により手数料を徴収しているところです。

今回の改正は、手数料を徴収する事項の埋火葬に関する証明については戸籍法に基づく一定の届け出義務者の届けによって市町村長が許可を与えるものであることから、町の責任において許可証を発行することが適当であり、手数料を無料とするため、条例を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時00分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時11分 再開〕

◎日程第16 議案第12号 呂楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第16、議案第12号 呂楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第12号 呂楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、少子高齢化が進む中で受給資格及び祝金の額を変更するものであります。長寿を祝うということで、人生の区切りとなる大事な節目を迎えた年にお祝いをするに改めるため、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

金子議員。

○6番 金子正一議員 議案第12号 邑楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、要望をお願いし、賛成討論をいたします。

本案は、高齢者に対して長寿を祝福し、敬老の意をあらわすことを目的としたものであります。厚生環境常任委員会として慎重に審議した結果、高齢者は収入がなく、年金に依存した生活を強いられ、祝金を心待ちにしている方も多数いる状況であります。委員会として18年度は据え置き、十分な議論を行い、町民の合意を得ることが必要であるという認識であります。町当局におかれましては、今後十分な審議時間を得て提案されることを要望して、本案に賛成をいたします。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 議案第12号 邑楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

少子高齢化という時代でございますが、高齢化している高齢化人口がさらにふえ続けていくということで、それが一番の根幹となりまして、今回の条例の改正になるのかなという認識でおります。ただいま金子議員の方から要望を踏まえた賛成ということで討論がございましたけれども、高齢者世帯の現状をやはり的確に把握する必要があるのではないかということで、総務省が家計調査ということで、これは平成15年の資料でございますけれども行った状況を述べさせていただきますが、世帯主の年齢が65歳以上の世帯の貯蓄の状況でございます。2003年、平成15年におきまして1世帯平均の貯蓄現在高が2,423万円、全世帯平均ですと1,690万ということで約1.4倍もの数字になっているわけでございます。これだけやはり65歳以上の高齢者がいる世帯では、平均のそれ以下の一般家庭におきましての貯蓄高と比べますと、これだけ多くの貯蓄高を備えていると。あくまでも平均でありますので、これは高いということでありましようけれども、実際こういう数字も上がってきている状況でございます。また、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17%、全体の約2割、これを占めているという統計調査もございます。やはり全員協議会のときに私も申し上げましたが、現金で徴収をした税金をまた現金で還元していくと。こういった手法が果たして本当にこれからの地方自治の財政運営にとっていいことかどうかということも含めて、やはり議論していく必要が私はあるのではないかとこのように考えております。いわばばらまき行政、こういったことを行う時代には到底今はない。私はそういった認識をいたしております。

いずれは廃止をしていかななくてはならない状況にもなってくるのかというふうに私個人としては考えているところでもございます。近隣市町村の状況を見ましても、千代田町、それから板倉町などでも平成16年度に既に改正を行っております。やはりこの部分につきましては、なかなかもちろん高齢者いじめではないかと、そういった話も出るような分野かもしれませんが、やはり町

の財政状況を考えれば逆に教育面にどんどんその分のお金を私は回していただきたい。そのように思いますので、本案に関しては賛成の立場から討論をさせていただきました。

以上でございます。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 議案第12号 邑楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場でございますけれども、討論をさせていただきたいと思います。

過去に敬老祝金は引き下げた経過がございます。そのときに私は厚生環境の副委員長という立場の中で携わってきたわけですが、いずれは縮小、廃止の方向にというふうな経過の中で、やはり議論を交わしてきた経緯もございます。そしてまた町全体の敬老者だけでなく、やはり現在少子高齢化対策で町全体がいろんな面でバランスのとれた対策をとらなければならないというのは、やはり身につまされた現状があると思います。そういった中でお年寄りと小さな子供たちとどちらにウエートを置いて福祉をやっているのだという、私はお年寄りの環境に考慮した中での財政運営が本当に多いではないかなという気がいたします。そういう部分では子供たちの医療の無料化にいたしましても、私は若い人たちが育ってお年寄りを支えるという立場であれば、やはりそのバランスをとった中での金銭の使い方というのが一番私はウエートがかかってくるのかなという気がいたします。

ひとり住まいのお年寄りにつきましては、民生委員さんが定期的に回って、状況を伺ったり、いろんな意味でお年寄りを取り巻く環境というのは私はあらゆる面から保護されている部分がいっぱいあると思うのです。そういった中で先ほど松島議員が言いましたように、お金をくれるのがいいのかということにつきましては、私は正しい町の行政指導を理解していただければ、私はお金をもらうのがいいか悪いかというのはお年寄りでも理解していただけるのではないかと。私はそういうふうにも思います。そういった中で町の対応として提案で、執行側が検討した中で提案してきたわけですから、私はそれを尊重し本案に賛成いたしますけれども、やはり子供たちを取り巻く環境も留意していただいた中で環境浄化に努めていただければと、そういうふうにも思っております。ですから、バランスのとれた行政運営をお願いして、本案に賛成いたします。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 邑楽町敬老祝金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号 邑楽町立児童館の設置及び管理等に関する条例の
一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第17、議案第13号 邑楽町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第13号 邑楽町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町立南児童館の移転に伴い、位置を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 邑楽町立児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例

○中川健治議長 日程第18、議案第14号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第14号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されることにより、身体障害者福祉法による更生医療児童福祉法による育成医療が自立支援医療として規定されることに伴い、本条例を改正する必要が生じたので、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 今提案説明の中で障害者の自立支援法がことしの4月1日に施行されて実施されるわけですが、それに伴った福祉医療の条例改正ですけれども、今現在福祉医療は母子家庭、父子家庭、所得に関係なく今無料にされています。障害者の1級、2級も福祉医療だと思うのですけれども、この医療のどの、要するに自立支援法そのものが障害者が授産所で働いているわけですが、月に5,000円、7,000円ぐらいでも有料になるという法案で余り好ましくない法案、障害者にとっては好ましくないのですけれども、この辺の医療についてどこの部分がどういうふうになるのか。その辺ちょっとお尋ねします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えをいたします。

今回の改正条例でございすけれども、福祉医療の部分は公費負担の部分でございす福祉医療の対象にはなっておりません。その中で、公費負担の中でその制度、法令等の中で本人、またはその保護者の方が一部負担をする部分、その分について福祉医療が対象となっております。福祉医療の対象となっておりますのが、特別児童扶養手当の支給に関する法律の例えば1級の方、あと国民年金法施行令の1級の方、あと身体障害者の福祉法の1級及び2級の方、または療育手帳制度、要綱による療育手帳の判定がAの方、その方については福祉医療の現在は無料ということになっておりますけれども、例えばですけれども、精神の方で今の中で1級でない方、2級の方等については実費の部分でございす。1級の方で一部負担、例えば5%、その部分が福祉医療の該当になるというものでございす。

以上でございす。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第19、議案第15号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第15号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴う保険料第2段階の細分化及び保険料の見直しを行うものであります。介護保険法により保険料は3年間ごとに見直すこととなっており、平成18年4月からの第3期邑楽町高齢者保健福祉計画に対応した保険料に改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号 呂楽町企業立地条例

○中川健治議長 日程第20、議案第16号 呂楽町企業立地条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第16号 呂楽町企業立地条例について、提案理由の説明を申し上げます。

企業の再編や移転、集積が進む中で、本町産業の活性化と経済の持続的発展を図り、町民の雇用の創出並びに生活環境の向上に資するため、企業の立地及び産業集積を促進することを目的に新たに企業立地条例を制定するものであります。一定額以上の投資をする町内既存企業に対して、奨励金を支給する奨励制度を設け、既存企業の流出防止と既存工場等への資本投下をさらに促進し、より効率的な事業運営と生産性の向上等が図られるよう、支援するものであります。今後の安定的な本町経済基盤の確立に大きく貢献するものと期待できる本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては産業振興課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 呂楽町企業立地条例の補足説明を申し上げます。

本条例は、第1条から第13条までで構成されておりまして、第1条につきましてはその目的を定めたものでございます。

第2条につきましては、定義、用語の意義を定め、第3条につきましては奨励措置を定めたものでございます。

第4条につきましては、奨励金の種類を定めたものでありまして、一つは施設設置奨励金、二つ目は雇用促進奨励金であります。

第5条は、投下資本額等の要件を満たしたときに奨励措置の適用を受けることができることを定めたものでございます。

第6条は、奨励措置の適用の申請を定めたものでございます。

第7条は、奨励措置の適用の申請があった場合、速やかに内容を審査し、適否の決定を定めたものでございます。

第8条は、申請に変更があった場合の手続を定めたものでございます。

第9条は、奨励措置の適用の決定の取り消しや停止、また既に交付した奨励金の返還等を定めたものでございます。

第10条につきましては、奨励金の交付の申請等を定めたものでございます。

第11条は、報告や立入調査を定めたものでありまして、第12条は奨励措置の適用の承継を定めたものでございます。

第13条は、委任条項を定めたものでございます。

附則につきましては、第1項が、この条例は平成18年4月1日から施行。第2項は、この条例は平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地につきましては、同日後もなお効力を有すると定めたものでございます。

第3項は、邑楽町企業誘致条例の適用を受けている期間は適用しないと定めたものでございます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 今盛んに鞍掛工業団地に有名、あるいは大きな企業が進出されております。

そういった中でこういった立地条例を設けていただくということは、非常に町としても、あるいは企業としてもすばらしいかなという条例かと思います。そういった中で私たちが考えていくのは企業進出の中で、もう一つ特別条約的なものをひとつお願いしたいな。そんな気がいたします。我々も企業の中で大手企業が進出した場合には、ぜひその企業から下請企業として仕事をいただきたい。そんな感じを持っているわけでございます。そういったものも特別条約の中でそういった地元企業との小さな企業との取引にあった大手企業に関してはそういった特別条約を設けてほしいな。そんな考えを持つわけでございます。

それともう一つは、非常に従業員がいっぱい来ると思います。あるいは地元従業員以外にも、今までの本社が持っていた従業員がこちらに回ってくると思います。そういった人たちにも邑楽町の極端に言えば共同住宅、そういった住宅をぜひ使用したい。そういった企業があったならば、そういったものに対しても特殊条約をひとつ設けていただきたいな。そんな感じもするわけでございますので、こういったことも加味した中でこれからの条例立地に十分お含み願ひまして、私の賛成討論といたしますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 邑楽町企業立地条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第17号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する
条例

○中川健治議長 日程第21、議案第17号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第17号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

県では、中小商工業者にとってこの厳しい経済情勢の影響で売上げの減少等により既存債務の返済が重くなっている現状を考慮し、平成15年4月から1年間に限り群馬県小口資金融資促進制度要綱を改正し、借りかえ制度を創設しました。しかし、現在の経済情勢等を考慮して、平成16年、平成17年度に引き続きさらに1年間継続実施することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第１８号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程

の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第22、議案第18号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第18号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は土地区画整理法が改正され、新たに有限会社及び株式会社が土地区画整理事業の施行者となることができるようになったことに伴い、条例を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第１９号 工事委託契約締結事項の変更について

○中川健治議長 日程第23、議案第19号 工事委託契約締結事項の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第19号 工事委託契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成17年7月13日に議決をいただきました町道幹線6号線の東武小泉（館）線第33号踏切道拡幅改良工事の委託契約の締結事項につきまして、事業の精算により当初契約金額6,170万円を6,040万円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 補足説明を申し上げます。

町道幹線6号線の東武小泉線（館）線第33号踏切道拡幅改良工事委託契約事項につきまして、左記のとおり変更し、契約したいものでございます。契約の目的、契約の方法、契約の相手方につきましては変更ございません。契約金額につきまして、事業の精算見込みから130万円減額し、6,170万円を6,040万円に変更したいものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号 工事委託契約締結事項の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について

○中川健治議長 日程第24、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第20号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町福祉センターの施設管理運営に当たり、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間、社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条

の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について

○中川健治議長 日程第25、議案第21号 指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第21号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町福祉作業所の施設管理運営に当たり、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間、社会福祉法人呂楽町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について

○中川健治議長 日程第26、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第22号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町高齢者活力センターの施設管理運営に当たり、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間、社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時51分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時00分 再開〕

◎日程第 2 7 議案第 2 3 号 呂楽町第 5 次総合計画について

○中川健治議長 日程第27、議案第23号 呂楽町第 5 次総合計画について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第23号 呂楽町第 5 次総合計画について、提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町総合計画は、昭和46年に第 1 次を策定以来今回で第 5 次の策定となります。この間工業団地や住宅団地の造成を初めとする産業基盤や生活基盤の整備を進めてまいりました。また、教育、文化、福祉、農業振興等の行政全般にわたる施策を幅広く展開してまいりました。これはひとえに議会の皆さんを初め、住民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げる次第でございます。

まず、計画策定の趣旨についてでございます。呂楽町第 4 次総合計画は、平成 8 年 5 月に策定され、町の将来像を「活気にあふれ誇りの持てる快適な町」とし、その実現に向けた施策を推進してまいりましたが、目標年次を平成17年度とする計画であるため、その改定が必要となりました。また、この間人口増加の鈍化傾向、さらなる少子高齢社会の進行、地方分権の進展など社会経済は大きく変化を遂げ、新たな対応が求められています。そのため基本構想を含む第 4 次総合計画全体の目標年次を迎えたこともあり、今回新たに呂楽町第 5 次総合計画を策定することとしました。本計画は町の行財政運営にかかわる総合的な計画であり、行政分野全体を包括的に含む総合的な計画と施策内容などに関して、骨格となる基本的な考えとその方向性を整理したものであります。

次に、計画の構成と期間でございますが、本計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成され、それぞれの性格、目標年次及び期間は次のとおりであります。基本構想は町の将来像を描き、指標や将来目標を設定し、町づくりの理念とそのために必要な施策の大綱を示すものであります。計画期間は、平成18年から平成27年までの10カ年とします。基本計画は基本構想で定めた将来像や施策の大綱を受けて、その実現に必要な施策の体系と施策内容の明確化を行うものであります。計画期間は平成18年から平成22年までの 5 カ年を前期計画とします。実施計画は、基本計画で定めた内容を受け、施策の実施化に向け、具体的な事業を定めるもので、3 カ年を期間とするローリング方式によるものです。

計画策定の背景といたしましては、町の自然的条件、社会的条件、公聴会やアンケートなどを踏まえて町づくりの課題を恵まれた自然環境の保全と町土の計画的利用、都市基盤の充実、地域福祉の充実、教育と文化の振興、産業の振興と就業機会の創出、生き生きとした地域社会の形成、的確な行財政運営と住民参加の推進とし、町づくりのさまざまな課題解決に向け、それらを実現する観点から町の将来像を「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」と決めました。

以上の課題や基本理念に基づきまして、町づくりの目標を次のとおりとするものであります。第

1に、自然環境を守りつつ計画的な土地利用を進めます。第2に、生活を支える都市基盤を整えます。第3に、安心して快適に暮らせる生活環境をつくります。第4に、優しさと思いやりのある健やかな暮らしを支えます。第5に、創造性と個性を大切にした教育、文化を育てます。第6に、活気とにぎわいのある産業活動を支援します。第7に、心の触れ合う対話の地域社会をつくります。第8に、的確な行財政運営と住民参加を進めます。

そして重点プロジェクトとして安全安心のまちづくりプロジェクト、魅力と活力の町づくりプロジェクト、人を大切にしたい町づくりプロジェクトの三つを選定いたしました。

なお、詳細につきましては企画課長をして説明いたさせますが、本計画を策定するに当たり邑楽町総合開発計画審議会の慎重な審議と答申をいただき、ここに提案申し上げる次第であります。

厳しい経済情勢の中で、この総合計画の遂行に当たりましては多くの課題があらうかと予想されますが、町議会の皆さんを初め、住民各位の積極的参加と国県、広域圏及び関係機関の協力と支援により課題解決に取り組み、その実現に向けて最善の努力を傾注する所存であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 邑楽町第5次総合計画についての補足説明を申し上げます。

23ページをお願いをしたいと思います。町の将来像であります。今後の町づくりを行っていく上でさまざまな課題に向けまして取り組みをしていかななくてはなりません。それらを実現していく観点から、先ほど申し上げましたように町の将来像を「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」と定めたところでございます。

24ページからをお願いします。将来の土地利用のあり方でございます。まず、土地利用の類型別の整理と方向性として、一つに都市的土地利用であります。既成市街地では既成市街地をさらに既存住宅地、中心商業地、コミュニティ用地に区分をし、おのおのにふさわしい整備を進めていきます。新市街地におきましては、都市機能複合地、新市街地、新規住宅地、沿道商業地に区分をし、おうら中央公園周辺を都市機能複合地として位置づけ、庁舎建設を含む都市機能の複合化を推進し、町の中心地の形成を図ります。おうら中央公園の周辺と中心市街地の東側の一帯を新市街地とし、今後の計画的な市街地拡大の受け皿として位置づけていきます。

篠塚駅周辺を新規住宅地とし、望ましい土地利用のあり方を検討し、都市基盤の充実に努めます。都市計画道路に指定をされております国道122号、354号沿道のうちの一部区間を沿道商業地に位置づけ、住民の商業需要などを満たすため、商業施設や沿道サービス施設などの立地誘導を図っていきます。商業施設につきましては、おうら中央公園と一帯となった商店街の形成を目指していきます。その他の都市的土地利用を図るべき区域は流通業務地、工業地、レクリエーション用地に区分をします。

二つ目に、自然的土地利用を図るべき区域は既存集落地、田園住宅地、田園環境保全地、自然環

環境保全地に区分をします。既存集落地においては、低層、低密度のゆとりある住環境の維持、改善のための基盤整備などを進めます。田園住宅地では、農地と農家住宅を中心とした現状を保全し、開発抑制を基本とし、建物用途や生活環境の変化などに対応し、秩序ある土地利用の形成に努めてまいります。

また、多々良沼公園や中野沼公園、大黒保安林などについては自然環境保全地とし、環境保全の推進について関係機関に働きかけるとともに、豊かな自然環境を守っていきます。

27ページからをお願いします。主要指標でございますが、先ほど示しました土地利用を進めることで、平成27年の目標人口を2万9,000人と設定をいたしました。近年緩やかであります、人口減に転じています。今後もその傾向は続くと思われておりますが、安心して家庭を持ち、子供を産み育てたいような町づくりをしていくことで、将来目標人口の達成を目指していくものでございます。

29ページをお願いします。就業構造の目標でございますが、製造業、商業、サービス業などを中心とした産業振興を見込み、平成27年の目標年次の就業者数につきましては、約1万5,500人とするものでございます。

30ページをお願いします。町づくりの基本理念と目標でございます。町づくりの課題、町の将来像などを踏まえ、町づくりを行っていく上での基本的な考え方につきましては、一つに住民一人一人を大切にしたい町づくりであります。生を受けてから亡くなるまでの生涯を、あるいは人生のひとつを邑楽町で過ごすことができ、よかったと思えるような町づくりを進めてまいります。

二つ目に、多様化する住民ニーズにこたえる町づくりです。住民の意識の多様化、高度化の傾向から、住民の声をこれまでも増して町の施策に反映し、住民と行政との協働の取り組みや住民の自主的な取り組みを行政が支援する体制への転換を目指してまいります。

三つ目に、激変する社会に柔軟に対応する町づくりでございます。社会、経済構造は絶えず、しかも大きく変化をしております。これらに対応した町づくりを進めていくことが必要となってきております。

四つ目に、柔軟な発想に基づく新しい町づくりであります。行政の果たす役割は時代とともに変化をしております。町の役割について再検討、再認識し、必要に応じてその領域を見直すことも必要であります。企業や各組織、住民と行政との協働による町づくりを進めていきます。

31ページをお願いします。これからの町づくりの基本理念を踏まえ、具体的な町づくりを進めていく上での目標としまして、提案理由の中で申し上げました8項目ごとにそれぞれ基本的な方向を示し、町づくりの課題に対応した構成としたところでございます。

32ページをお願いします。町づくりの目標と基本的な方向でございます。こちらの体系表をごらんになっていただきたいと思います。まず、第1に自然環境を守りつつ、計画的な土地利用を進めます。また、一つとして自然環境の保全と環境管理、計画的な土地利用の推進の二つで構成

をしております。

次に、生活を支える都市基盤整備を整えますでは、交通、情報などの基盤づくり、水と緑の空間づくりの二つから構成をしております。

第3に、安心して快適に暮らせる生活環境をつくりますでは、良質な住宅づくり、衛生的な町づくり、安心して暮らせる町づくりの三つの基本的な方向で構成をしております。

第4は、やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えますでは、健康を尊重する町づくり、すべての人にやさしい町づくりの二つから構成をしております。

5番目としまして、創造性と個性を大切にした教育、文化を育てますでは、生涯学習社会の確立、質の高い学校教育の推進、社会教育の振興と薫り高く個性的な文化の町づくりの四つの基本方向で構成をしております。

第6の活気とにぎわいのある産業活動を支援しますでは、活力ある産業の振興と創造、多用な振興策の推進、安心して働ける環境づくりの三つから構成をしております。

第7に、心の触れ合う対話の地域社会をつくりますでは、温かいコミュニティづくりと人を大切にしたい町づくりの二つから構成をしております。

第8の的確な行財政運営と住民参加を進めますでは、的確な行財政運営の推進と住民参加の協働の推進の二つから構成をしております。

48ページをお願いします。重点プロジェクトであります。基本構想で定めた将来像の実現に向けてまして三つのプロジェクトを重点的に推進していこうとするものであります。第1に安全安心のまちづくりプロジェクトでは、住民が安全で安心して暮らしていけるような環境づくりのために災害に強い町づくり事業、教育施設等防犯事業、交通事故防止事業の推進、第2に魅力と活力の町づくりプロジェクトでは、魅力と活力にあふれ、住民の定住のみならず、多くの人を呼ぶことにつながるような事業の推進をしていくことから、中央公園周辺整備事業、イベント開催事業、行政情報通信技術事業の検討と推進を、第3に人を大切にした町づくりプロジェクトでは、情報公開と住民参加の促進事業、子育て支援事業、高齢者支援事業について取り組んでいこうとするものでございます。

続きまして、53ページからをお願いします。基本計画でございます。基本計画は基本構想において町づくりの八つの目標ごとに、町づくりの基本的な方向を二つから四つで構成をしております。施策の大綱に従いまして、主な内容、計画、事業を定めております。ハード面に関する事項のみにとどまらず体制の整備や仕組みづくりなどの面も含んだもので、町が推進する施策のみならず、各種団体や住民が主体となって進める施策、関係機関へ要請する内容などについて施策の方向性を整理をしております。

まず、第1章の自然環境を守りつつ、計画的な土地利用を進めますでは、一つに自然環境の保全と環境管理、二つ目に計画的な土地利用の推進についての二つで構成をしております。自然環境の

保全と環境管理では、自然の保全と環境管理を、計画的な土地利用の推進においては、土地利用と市街地整備について施策を定めております。

続きまして、63ページからをお願いします。第2章の生活を支える都市基盤を整えますでは、一つに交通、情報などの基盤づくり、二つ目に水と緑の空間づくりについての二つで構成をし、交通情報などの基盤づくりでは、道路整備、交通安全、交通機関整備、情報、通信、エネルギー基盤の整備について、水と緑の空間づくりでは公園、緑地整備、河川整備、中央公園の周辺整備について施策を定めております。

続きまして、80ページからをお願いします。第3章の安心して快適に暮らせる生活環境をつくりますにおいては、一つに良質な住宅づくり、二つ目に衛生的な町づくり、三つ目に安心して暮らせる町づくりの三つの基本をここで構成をしております。まず、良質な住宅づくりでは、住宅の質の向上、宅地の供給、景観形成につきまして、衛生的な町づくりでは上水道整備、下水道整備、排水路整備、環境衛生について、安心して暮らせる町づくりでは消防、救急、防犯、防災、斎場、墓地、消費生活、住民相談について施策を定めております。

続きまして、104ページからをお願いします。第4章のやさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えますでは、一つに健康を尊重する町づくり、二つ目にすべての人にやさしい町づくりの二つで構成をし、まず健康を尊重する町づくりでは医療と健康づくりを、すべての人にやさしい町づくりでは地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、ひとり親福祉、社会保障について施策を定めております。

続きまして、126ページからをお願いします。第5章の創造性と個性を大切にした教育、文化を育てますでは、一つに生涯学習社会の確立、二つ目に質の高い学校教育の推進、三つ目に社会教育の振興、四つ目に薫り高く個性的な文化の町づくりの四つからの基本方向で構成をしております。まず、生涯学習の確立では生涯学習環境の充実について、質の高い学校教育の推進では幼稚園、義務教育、教育研究所、環境整備について、社会教育の振興では社会教育と社会体育について、薫り高く個性的な文化の町づくりにおいては文化財保護と芸術文化の振興について施策を定めております。

続きまして、144ページからをお願いします。第6章の活気とにぎわいのある産業活動を支援しますでは、一つに活力ある産業の振興と創造、二つ目に多様な振興策の推進、三つ目としまして安心して働ける環境づくりの三つで構成をし、活力ある産業の振興と創造においては農業と工業、商業につきまして、多様な振興策の推進では観光、レクリエーション、新たな産業について、安心して働ける環境づくりでは、雇用対策、勤労者福祉について施策を定めております。

160ページからになります。第7章の心の触れ合う対話の地域社会をつくりますでは、一つに温かいコミュニティづくり、二つ目に人を大切にしたい町づくりの二つで構成をしております。温かいコミュニティづくりではコミュニティ活動、地域間交流、国際化と国際交流について、人を大切に

した町づくりでは人権施策、男女共同参画、青少年施策について定めております。

次に、172ページからをお願いします。第8章の的確な行財政運営と住民参加を進めますでは、一つに的確な行財政運営の推進、二つ目に住民参加の推進についての二つで構成をしております。まず、的確な行財政運営の推進としまして行政運営、財政運営、広域行政について、住民参加と協働の推進では広報の充実、協働の町づくりについての施策を定めております。

最後に、本計画の実現に向けてであります、計画実現に向けまして本計画の存在と内容の周知、住民と行政との協働による町づくり、国や県への支援と連携、広域圏での協力の促進、重点プロジェクトの推進と総合計画全体が効率的、効果的に推進されていくように計画の進行管理に努めてまいりたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 邑楽町第5次総合計画について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第24号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第28、議案第24号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第24号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,258万4,000円を追加し、予算の総額を84億8,769万7,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、地方譲与税3,000万円、地方交付税675万4,000円、国庫支出金4,631万7,000円、

繰入金 2 億300万6,000円などの増額が見込まれる反面、町税392万円、県支出金3,917万9,000円、諸収入477万8,000円、町債2,400万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費の保健センター建設事業 2 億4,924万5,000円、増額等であり、その他事業実績見込みに応じた歳出補正を行った次第であります。

なお、詳細につきましては総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明を申し上げます。

補正予算の15ページからをお願いいたします。歳入の部でございますが、主立ったものを申し上げます。2 款の地方譲与税、2 項 1 目の自動車重量譲与税におきまして3,000万円の増額をするものであります。

また、下に行きまして 4 款配当割交付金、これにつきまして176万3,000円の増を見込むものであります。

9 款の地方交付税におきましては、675万4,000円を増とするものであります。

次の17ページをお開きください。11款の分担金及び負担金におきまして、2 項負担金、1 目民生費負担金におきまして保育料278万円を増とするものであります。

12款の使用料及び手数料におきましては、1 目総務手数料、除籍謄本等の交付手数料としまして105万円を増額するものであります。

下に行きまして、国庫支出金でございますが、1 目民生費国庫負担金におきまして保育所運営費負担金202万4,000円を増とするものであります。

次ページをお願いいたします。同じく被用者児童手当負担金におきます負担金が231万3,000円の減額、被用者小学校第 3 学年修了前特例給付におきまして176万円の減額となります。また、5 節の障害福祉費負担金におきます身体障害者施設訓練等支援費負担金が650万円減額、知的障害者施設訓練等支援費負担金が367万5,000円の減額となるものであります。

また、下の国庫支出金、2 項補助金、1 目民生費国庫補助金におきます 2 節児童福祉費補助金1,689万6,000円の増を見込むものであります。

21ページをお願いいたします。衛生費国庫補助金におきます衛生施設等施設、設備の整備費国庫補助金でございますが、4,500万円増を見込むものであります。また、二つ枠で飛びまして、教育費国庫補助金ですが、公立学校施設整備費補助金におきます269万8,000円の増を見込むものであります。

一番下になりますが、県支出金の民生費負担金でございますが、保育所運営費県負担金において101万1,000円の増を見込むものであります。

23ページをお願いいたします。4 節の障害福祉費負担金におきます身体障害者施設訓練等支援費

負担金325万円の減、知的障害者施設訓練等支援費負担金183万7,000円の減額とするものであります。

次、25ページをお願いいたします。県補助金の民生費県補助金、老人福祉費補助金におきます介護予防、地域支え合い事業補助金におきます201万4,000円の減額であります。

児童福祉費補助金におきます放課後児童対策事業費補助金におきまして、214万5,000円を増額するものであります。また、南保育園移転改築に伴う補助金の1,689万6,000円を減額するものであります。

4節の福祉医療費補助金におきましては、乳幼児医療費補助金202万円の減額となるものであります。

その下に行きまして、衛生費県補助金の保健センター施設整備費補助金289万9,000円を減額する内容となっております。

4目の農林水産業費県補助金におきましては、2節の農業費補助金、小規模土地改良事業補助金347万円の減額、農業農村応援事業補助金112万3,000円の減額、森林病虫害等防除事業補助金102万2,000円を減額するものであります。

27ページをお願いいたします。県の委託金におきます4節統計調査費委託金、一番下になります国勢調査委託金155万1,000円を減額する内容となっております。

17款の繰入金をごらんください。4目の公共施設等整備基金繰入金、それから2億296万5,000円を繰り入れしようとするものでございます。

29ページをお願いいたします。19款の諸収入でございますが、2目勤労者住宅融資預託金収入としまして521万8,000円の減額となります。3目の小企業者融資預託金収入でございますが、291万7,000円の減額、4目の勤労者生活資金融資貸付金収入でございますが、574万円の減額となる内容でございます。

31ページをお開きください。20款の町債、2目農林水産業債につきましてはふるさと農道緊急整備事業債1,210万円を減額する内容でございます。

3目の土木債におきましては、1節土地区画整理事業債410万円を減額するものであります。

また、一番下になりますが、4目の教育債におきましては、義務教育施設整備事業債650万円を減額する内容となっております。以上が歳入についてでございます。

歳出について申し上げたいと思います。33ページをお願いいたします。下から3行目になりますが入札参加資格者システム構築委託料としまして147万円を減額するものであります。

次に、41ページをお開きください。7目の庁舎等建設費におきまして、保健センター建設事業、支出項目等につきましては建設工事、事務用品購入、施設用備品購入、医療用備品購入等が挙げられますが、総計としまして2億4,924万5,000円を補正する内容でございます。これにつきましては、2カ年にわたる事業として計画をしてきたところでございますけれども、国の方の補助金が18年度

においては見込めないというお話がございましたので、町としては再三にわたりまして要請を行い、17年度で補正をとり、前倒しという形で補助金を受け入れることができるという目鼻が立ちましたので、補正する内容であります。

次に、自治振興費におきましては、地区集会施設建設事業補助金136万円を減額するものであります。

次の43ページをお願いいたします。賦課徴収費におきます町税等徴収嘱託員報酬165万円を減額する内容であります。

47ページをお願いいたします。選挙費でございますが、17年度におきましては農業委員会委員選挙の年でございましたが、選挙がございませんでしたので、265万7,000円を減額する内容でございます。

49ページをお願いいたします。統計調査費におきまして、国勢調査におきます事業精査をした結果、171万円を減額するものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。社会福祉費の老人福祉費でございますが、在宅老人福祉推進事業におきます事業、下に七、八つ事業がそれぞれございますが、これら事業の精査をした結果、467万9,000円を減額するものであります。

55ページをお願いいたします。老人保健特別会計の繰出金5,016万1,000円、介護保険特別会計繰出金550万円を予定するものでございます。

57ページをお願いいたします。上から三つ目の丸でございますが、支援費事業ということで3,083万9,000円を減額する内容となっております。その細かい事業等につきましては、下に列記されておりますそれぞれの事業における減額が予定されるということでの補正案でございます。

59ページをお願いいたします。上から二つ目の丸でございますが、児童手当支給事業におけます779万5,000円を減額するものでございます。

また、保育所費におきましても、保育所運営費事業485万2,000円を減額する内容となっております。

61ページをお願いいたします。一番下のポチで表記してございますが、南保育園管理運営事業におきます344万5,000円を減額するものでございます。大きなものが臨時保育士の賃金でございます。

次は67ページをお願いいたします。上から二つ目の丸でございますが、予防費におきまして、予防接種事業の定期予防接種委託料の減額ということで505万5,000円を減額するものでございます。老人保健事業におきまして、健康診査事業を中心とした減額がございまして、157万2,000円を減額するものであります。

また、4款の衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費におきます減額でございますが、一般廃棄物処理事業ということで大泉にし尿処理の委託を行っておりますが、これの負担金を490万8,000円減額するものであります。

次の69ページをお願いいたします。3目の地域し尿処理費におきます管理事業としまして、280万円減額するものであります。

5款の労働費におきましては、勤労者福利厚生事業としまして1,095万8,000円を減額するものであります。内訳につきましては、勤労者住宅資金並びに勤労者生活資金のそれぞれ500万円強の減額内容ということでございます。

71ページをお願いいたします。農業総務費の森林病虫害等防除事業におきます107万円の減額でございます。

また、その下の農業振興費におきます農業振興対策事業並びに農作物防除事業におきます減額が予定されます。それらの合計としまして258万円を減額するものであります。

73ページをお願いいたします。畜産振興費におきます畜産環境対策事業、これにおいて105万2,000円を減額するものであります。

農業土木費におきましては、ふるさと農道緊急整備事業、1,200万円を減額するものであります。

また、7款の商工費、1目商工総務費におきまして、太陽光発電システム導入促進補助事業ということで165万8,000円を増額するものであります。

75ページをお願いいたします。商工振興費におきます590万円の減額、主なものは商工支援事業としまして企業誘致奨励金でございます。次に、中小企業振興資金としまして390万2,000円を増額するものであります。また、同じく小企業者緊急経営資金としまして291万7,000円を減額しようとする内容となっております。

77ページをお願いいたします。土木費におきます補正でございますが、道路維持費としまして道路維持事業4,652万円を増額するものでございます。これにつきましては、道路維持にかかわる諸材料、原材料等をストックする場所としての土地を購入するというものでございます。

3目の道路新設改良費におきまして、二つ目の丸になりますが、道路新設改良事業463万4,000円を増額するものであります。中身におきましては、測量、あるいは補償調査委託料での670万円の減額、町道整備工事としまして300万円の減額、道路用地の購入費としまして1,500万円を増額するものでございます。

次に、79ページをお開きください。4項2目の土地区画整理事業費におきまして、二つ目の丸になりますが、土地区画整理事業としまして408万9,000円を増額するものでございます。中身におきましては、区画道路の築造工事で200万円の減額、一番下になりますが、鶉土地区画整理事業基金積立金ということで778万円を予定するものでございます。

また、5目の公園費におきましては、公園管理事業としまして994万8,000円を減額するものでございます。大きなものは公園管理委託料の1,000万円減額ということでございます。

次のページをお願いいたします。9款の消防費でございますが、非常備消防事業としまして235万3,000円を減額するものでございます。

89ページをお願いいたします。3目の学校建設費、小学校でございますが、大きなものとしますと長柄小学校耐震補強、大規模改造事業におきます1,837万3,000円を減額する内容となっております。すぐ下の中学校費の学校管理費、中学校管理運営費におきます155万9,000円を減額するものでございますが、それにつきましては以下次ページへと続く細かい内容の精査ということでございます。

101ページをお願いいたします。4目の公民館費におきます公民館管理運営事業117万6,000円を減額するという内容でございますが、これらの細かい内容は報酬から始まりまして、施設用備品購入までを精査した結果の合計ということでご理解ください。また、公民館生涯学習事業としまして113万8,000円、これにつきましても生涯学習関連事業、あるいは文化講座事業、ミニバスケットボール大会事業、次ページのおうら芸術祭推進事業といったものを積み上げた結果となっております。

5目の同和集会所費ということで、107万6,000円を増額するものでございますが、これにつきましては修繕料としまして129万6,000円を計上するものが主なものでございます。

105ページをお願いいたします。図書館におきます図書館管理運営事業におきます事業等を精査した結果、100万5,000円を減額補正をするといった内容でございます。主立ったものにつきましては、以上とさせていただきます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第25号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第29、議案第25号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第25号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,251万4,000円を追加し、予算の総額を23億6,276万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、療養給付費交付金、共同事業交付金、繰入金の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。歳出については、保険給付費の追加と総務費、共同事業拠出金、保健事業費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第26号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第30、議案第26号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第26号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ218万円を減額し、予算の総額を18億7,736万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の追加と支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の減額であります。歳

出については、総務費の追加と医療諸費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第27号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第31、議案第27号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第27号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,146万円を追加し、予算の総額を10億6,049万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の追加と介護保険料、繰入金の減額であります。歳出については、保険給付費、予備費の追加と総務費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 1時54分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時10分 再開〕

◎日程第32 議案第28号 平成18年度邑楽町一般会計予算

）

日程第37 議案第33号 平成18年度邑楽町水道事業会計予算

○中川健治議長 日程第32、議案第28号 平成18年度邑楽町一般会計予算から日程第37、議案第33号 平成18年度邑楽町水道事業会計予算までを一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 18年度邑楽町一般会計予算を初め、各特別会計予算の上程に当たり、その大綱についてご説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、国は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針のもと、「基本方針2005」等に基づいて各分野にわたる構造改革を断行することにより経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ることとしています。

平成18年度の我が国経済については、消費や設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の緩やかな回復が続けると見込まれています。

また、物価については政府・日本銀行が一体となった取り組みを行うことによりデフレ脱却の展望が開け、消費者物価やGDPも通年を通して見るとわずかながらプラスに転じると見込まれています。

このような情勢の中、平成18年度の地方財政は、国が地方との信頼関係を維持しながら「三位一体改革」を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政措置を講じることとしたものの、税源移譲は完全なものとは言いがたく、極めて厳しい状況にあります。

地方の借入金残高は、平成18年度末には約204兆円と見られており、今後その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれ、将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されています。

こうした中、本町における平成18年度の予算規模は一般会計で79億8,900万円、前年度に比べ1.7%増としました。

歳入面では、地方譲与税を前年度対比55.1%増、地方交付税を同41.6%減とし、国庫支出金を同47.1%減と見込みました。また、町債においては前年度対比26.6%減、額にして1億6,270万円の減額となっていますが、これは昨年度の義務教育施設などの施設整備にかかわる減額が主な要因となっています。

このように、歳入においては大変厳しい状況ですので、経常経費等の削減や投資的経費の重点化を進め、効率的な財政運営への転換を図るための予算編成に心がけました。

なお、不足する財源については、財政調整基金等各種基金の取り崩しを行う中で、地域福祉施策や生活環境整備、産業振興、教育振興等、多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していく所存でございます。

以上のような点を考慮し、平成18年度の主要施策として、生活・健康・福祉関係では、新たに介護用車両購入費等に対する補助を行うとともに、地域包括支援センターの創設、福祉施設への指定管理者制度の導入など、諸事業に取り組みます。

産業振興関係では、米の生産調整推進対策事業や商工団体育成支援事業を推進するとともに、中小企業融資制度等の利用促進を図ります。

土木関係では、町道幹線6号線道路新設改良事業、町道幹線19号線新設事業、用排水路等の整備事業、鵜土地区画整理事業などの都市計画事業等を継続事業として引き続き行います。

教育関係では、児童・生徒が健康で安全な学校生活を過ごせるよう、中野小学校耐震・大規模改造工事設計業務委託、高島小学校西校舎外壁防水改修工事、邑楽南中学校屋内運動場屋上防水工事等、各施設の整備を行います。

また、庁舎建設については、関係者及び関係機関と協議調整の上、実施設計を行い、建設工事の早期着手に向けて努力してまいりたいと思いますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成18年度予算規模についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出予算の総額を79億8,900万円とし、前年度に比較して1.7%の

増としました。

特別会計では、国民健康保険特別会計が23億2,450万3,000円で前年度対比16.6%増、老人保健特別会計の予算額は18億510万6,000円で同5.3%増、介護保険特別会計の予算は11億735万3,000円で同9.0%増、下水道事業特別会計の予算総額は4億6,195万1,000円で同17.9%減、水道事業会計の収益的収入は5億3,463万3,000円で同0.6%減、同支出が5億2,787万3,000円で同1.0%減、資本的収入は3,851万円で同9.4%増、同支出が2億1,528万4,000円で同8.1%増となり、これら特別会計の合計は64億4,883万円で同7.0%増となりました。

現下の財政状況は非常に厳しいものがあります。地方分権の推進により、事務事業は飛躍的に増大しており、その態様も複雑多岐にわたり、専門化の度合いを強めています。

今後は、今まで以上に事務事業の見直しや合理化を進め、予算の執行に当たっては最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立った行政運営に努力します。情報公開制度を踏まえ、行政の透明性を高め、より一層行政サービスの向上に努めるとともに、住民福祉の充実と「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」実現のため、全力を尽くしてまいりたいと存じます。町民の皆様と議員各位の一層のご支援とご協力を心からお願いいたします。

なお、歳入及び施策の概要については別紙のとおりであり、各担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 各担当課長から補足説明を求めます。

小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 町税につきまして、補足説明を申し上げます。

ページで申し上げますと、16、17ページ、それから次のページの18、19ページになると思います。

1 款の町税、1 項の町民税、1 目の個人でございます。この部分につきましては、定率減税の縮減、それから65歳以上の人的非課税控除の廃止などを見込みましたところ、前年に比べてふえるというような推計をしたところでございます。2 目の法人につきましては、一部企業の好調等もありましたので、対前年度を上回る予算を推計をいたしました。

次に、2 項の固定資産税でございます。まず、土地分ですが、平成18年度は評価替えの基準年度に当たることから、新たな負担調整等を実施した結果、それから17年中の地目変更等による影響等も考慮しまして、若干の増を推計したものでございます。続きまして、家屋の部分でございますが、

こちらも平成18年度が評価替えの基準年度に当たりますが、建設物価の大幅な下落等に伴いまして、前年に比べてかなり落ちるということで推計をいたしております。償却資産につきましては、新規設備投資の抑制傾向が続いていることから、減ということでの収入見込額を推計をいたしました。

次に、3 項の軽自動車税でございますが、課税額の大きい4 輪車が若干増加するという傾向が見えますので、前年度をわずかに上回る予算を推計したものでございます。

続きまして、4 項の町たばこ税につきましては、本年7 月に税率の改正が予定されておりますが、

近年の健康志向等も考慮しながら、予算額を推計いたしました。

続きまして、5項の都市計画税につきましては、固定資産税と同様に推計をしたものでございます。これら町税を合計いたしますと、33億8,166万1,000円ということで推計をいたしました。これは前年度に比較しますと率で言いますと1.2%の増ということで推計をしたものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 続きまして、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

2款の地方譲与税におきまして2億1,600万円、前年と比較しますと1億2,000万円の増額を見込むものでございます。

また、2款2項の自動車重量譲与税におきまして2,000万円増の1億3,000万円を見込むものであります。

20ページをお開きください。5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、1,599万円増額を見込むものでありまして、1,600万円を計上する内容であります。

6款の地方消費税交付金でございますが、1,600万円増額の2億5,600万円を計上する内容となっております。

22ページ、23ページをお開きください。7款の自動車取得税交付金でございますが、2,500万円増額しまして1億2,000万円を収入見込みとするものであります。

8款の地方特例交付金でございますが、1,100万円減額、1億円ちょうどを収入と見込むものであります。

9款の地方交付税におきましては3億7,000万円減額、地方交付税トータルとしますと5億2,000万円を収入見込みとするものであります。

次に、31ページをお開きください。13款の国庫支出金でございますが、国庫負担金、1目の民生費国庫負担金におきます被用者児童手当負担金、これらにおきまして2,116万円の減額ということで5,408万3,000円を収入見込みとするものであります。また、4節の非被用者児童手当負担金におきます歳入におきまして1,020万4,000円減額、1,589万6,000円を収入見込みとするものであります。

次の33ページをお開きください。2目衛生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金600万円を見込むものでございますが、前年と比較しますと1,350万円の減額という内容であります。

次に、13款国庫支出金、国庫補助金でございますが、民生費国庫補助金、説明の欄にそれぞれ細かく掲載してございますが、全体として790万6,000円減額となる内容となっております。

一番下の衛生費国庫補助金でございますが、地域再生基盤強化交付金としまして汚水処理施設整備交付金919万3,000円を見込むものであります。

次ページ、35ページをお願いいたします。国庫補助金の中の土木費補助金でございますが、町道

幹線19号並びに6号線におきまして、昨年と比較しますとちょうど半額という金額でございますが、2,750万円ずつそれぞれ見込むものであります。

また、下の教育費国庫補助金におきます小学校費補助金、ここにおきましては長柄小学校の大規模改造、あるいは耐震補強ということでの工事が昨年ございました。それらの減額が6,400万円ほど減額ということで7万5,000円を収入として見込むものであります。

次に、37ページをお開きください。節の部分で2節の被用者児童手当負担金でございますが、被用者小学校終了前特例給付負担金2,038万3,000円増加しまして、3,288万3,000円の増額を見込むものであります。同じく3節の児童手当におきましては非被用者児童手当負担金177万5,000円増額、3として370万円、非被用者小学校終了前特例給付負担金759万6,000円増としまして1,219万6,000円を歳入見込みとするものであります。また、4節の障害福祉費における負担金でございますが、上から四つ目、身体障害者施設訓練等支援費負担金591万2,000円でございますが、前年と比較しますと675万4,000円の減額となっております。また、その下の知的障害者施設訓練等支援費負担金でございます。これも986万1,000円減額となりまして、1,153万7,000円を収入見込みとするものであります。一つ飛んで下に介護給付事業県費負担金625万円、これは新規でございます。その下の訓練等給付事業県費負担金1,143万8,000円でございますが、これについても新規事業ということでの歳入見込みであります。

また、2目の衛生費県費負担金、2節の保険基盤安定負担金でございますが、国民健康保険基盤安定負担金としまして、昨年より1,500万円増の2,475万円を収入見込みとするものであります。

39ページをお願いいたします。2目の民生費県補助金、1節社会福祉費補助金でございますが、全体としますと691万7,000円の減額ということでございます。それぞれの歳入項目につきましては、右に記載のとおりであります。2節の老人福祉費におきます補助金でございますが、昨年より896万円の減額となっております。これにつきましては介護予防等との関係におきます事業の介護への移転といったものが影響したものかと考えられます。3節の児童福祉費補助金につきましては4,444万2,000円の減額、2,782万1,000円を収入見込みとするものでございますが、減った原因は南保育園の移転改築事業、あるいは北児童館の建設ということが18年度においてはあり得ないということで減額となるものであります。

41ページをお願いいたします。衛生費県補助金、1節の環境衛生費補助金におきまして、2,268万5,000円、保健センター等の建設が前倒しになり、18年度予算には盛り込まれないということ等から減額となるものであります。また、浄化槽の設置整備事業補助金におきましても、498万8,000円減額した551万5,000円を歳入計上するものであります。

農林水産業費の県補助金、2節の農業費補助金におきまして788万9,000円減額、2,784万8,000円を見込むものでございます。それらの事業につきましては、説明の欄にございます5項目等にわたる精査をされた数字の結果ということでございます。

次に、5目の土木費県補助金でございますが、1節の道路橋梁費補助金としまして新規に300万円、サイクリングロードネットワーク事業補助金ということで計上するものであります。

43ページをお願いいたします。14款県支出金の県委託金、総務費委託金、4節の統計調査費委託金でございますが、国勢調査等が18年度は行われないうことで920万6,000円減額された148万6,000円を見込むものであります。また、その下の5節選挙費でございますが、県議会議員選挙が予定されておりますので、委託金としまして350万円を計上するものでございます。

一番下になりますが、公園費委託金9,700万円、これにつきましては多々良沼公園事業委託金としまして歳入を見込むものであります。

47ページをお願いいたします。17款の繰入金でございますが、1目1節の財政調整基金繰入金3億円増の7億5,000万円とするものであります。3目の公共施設等整備基金繰入金、これにおきましては4億円減額の2億円とする内容でございます。4目のふるさと振興基金繰入金でございますが、500万円増の2,350万円を予算計上するものでございます。5目の庁舎建設基金繰入金でございますが、庁舎建設に充てる持ち金としまして7億6,240万円を繰り入れしようとする内容となっております。

55ページ、20款の町債についてご説明申し上げます。1目の農林水産業債、4,630万円増とします8,320万円を起こすものであります。2目の土木債におきましては、2節都市公園整備事業債としまして県施行の多々良沼公園整備事業債として590万円増の1,250万円を計上するものであります。3節の地方特定道路整備事業債におきましては、4,680万円減額の1,980万円を計上するものであります。

3目の減税補てん債につきましては、500万円増の4,000万円を計上する内容となっております。

4目の臨時財政対策債、これにおきましては3,000万円減額の2億9,000万円を計上するものであります。以上、歳入の補足とさせていただきます。

それでは、歳出について申し上げます。59ページから65ページまでにつきましては、一般管理費として計上するものでございます。人件費並びに文書あるいは情報公開等々の一般的な経費でございますが、昨年と比較しまして大きな異同等ございませんので、説明を省略させていただきます。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 64ページから69ページになります。

2目の広報広聴費について説明いたします。広報広聴につきましては毎月発行しております広報おうら、あるいは暮らしのカレンダー、屋外広報事業に要する経費を計上しております。また、情報関連事業におきましては、情報通信網の有効活用を図っていくための費用として計上しております。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 69ページからお願いいたします。

財産管理費から始まりますが、71ページにおきまして下から6行目、町有自動車の購入費でござい
ますが85万円、昨年と比較しますと337万円の減額という内容でござい
ます。

73ページをお願いいたします。最初の丸でござい
ますが、基金の積立金ということで53万
1,000円、昨年と比較しますと93万3,000円の減額という内容でござい
ます。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 同じページからになります。

6目の企画費でござい
ます。昨年に比較しまして870万4,000円ほどの減額になります。これは内
容的には総合計画の作成が17年度で終わるということでの減額になります。他の項目につきまして
は、東毛広域圏に対する負担金、あるいは広域行政に関する負担金、それから公共バス整備事業と
しての運行費にかかる費用を計上しております。

以上です。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 74ページをお開きになっていただきたいと思いますが、補足します。

庁舎建設事業につきましては、新規事業ということでござい
ます。それに関係する人件費及び付
随する施設、それから主な予算にしましては13節の委託料、それと15節の工事請負費等になってお
ります。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 77ページ、公平委員会費からでござい
ますが、その下の8目自治振興費におけ
ます3,324万1,000円の支出でござい
ますが、昨年と比較しますと398万6,000円の増ということでご
ざい
ます。主な要因としますと次の79ページをごらんいただきます。上から5行目、地区集会施設
建設事業補助金としまして600万円、昨年と比較して400万円の増を見込むものでござい
ます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 78ページの10目の交通対策費でござい
ますが、78ページから81ページの上
段までになります。マイナスの127万5,000円の減額になっておりますが、15節の工事請負費を除い
たすべての節の見直しにより減額になったものでござい
ます。

それから、80ページでござい
ますが、11目の防犯費、プラスの増額の100万9,000円
でござい
ますが、防犯対策事業の消耗品、あるいは備品等の購入のためでござい
ます。

以上です。

○中川健治議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 80ページ、12目住民相談費についてご説明させていただきます。

相談事業として月1回の定例法律相談開催に係る弁護士の謝金及び人権相談員や行政相談員の活

動に係る予算として96万円計上いたしました。

以上でございます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 83ページをお開きください。諸費におきまして、丸印二つ、自衛官募集6万6,000円、それと一般経費としまして250万円、これにつきましては弁護士の謝礼50万、それと訴訟弁護委託料としまして200万円を計上するものでございます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費の方の補足説明を申し上げます。

今年度予算額は1億3,579万4,000円、ここは税務職員の人件費を経理している部分でございますので、詳しい説明は省略をさせていただきまして、次の84、85ページの方にお進みいただきたいと思います。2目に賦課徴収費がございます。今年度予算額が5,870万9,000円、前年度に比較しますと617万3,000円の減でございますが、この部分につきましては3年に1遍の固定資産税の方の評価替えがございます。18年度に向けた取り組みに対して、17年度中に計上してあった予算を今年度は減額したために、前年度と比べて減ったものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 86ページから91ページ、1目戸籍住民基本台帳費についてご説明させていただきます。

職員9人分の人件費を含め、窓口事務、外国人登録事務、戸籍管理事務等の事業費として1億135万4,000円を計上いたしました。

以上でございます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 90、91ページをごらんください。総務費の4項選挙費、先ほども歳入で申し上げましたが、3目の県議会議員選挙を予定して計上するものでございます。これにかかわる経費としまして、354万2,000円を計上する内容であります。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 続きまして、92ページの中ほどをお願いしたいと思います。

統計調査費でございます。統計調査費につきましては、昨年と比較しまして927万7,000円ほどの減になります。これは17年に行われました国勢調査の関係の減ということでございます。他の経費につきましては、例年同様に経常的に行われます統計調査費を計上しております。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 96、97ページをお開きください。

6 項監査委員費の計上でございますが、昨年と比較しますと7万3,000円の減額、これにつきましては管外研修等の負担金の減額ということで計上する内容でございます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 96ページからの3款民生費についてご説明を申し上げます。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、499万円増額の8,957万2,000円を予定させていただきました。主に人件費の組み替えによる増でございます。

続きまして、98ページ、下段をお願いいたします。2 目の老人福祉費でございますが、9,225万7,000円増額の4億1,931万8,000円を予定させていただきました。主な内容といたしましては、養護老人ホーム入所者がふえたことによる、右側でございますが、老人保護措置費事業が376万円の増額を予定させていただきました。

103ページをお願いいたします。103ページ、上段の在宅老人福祉推進事業でございますが、介護保険法の改正に伴いまして今までありました配食サービス事業、家族介護慰労金の一部、介護用品支給の一部、在宅介護支援センター運営事業等が介護保険の地域支援事業に移行してございます。また、新規事業といたしまして、介護用車両購入費等扶助事業199万8,000円を予定させていただきました。また、繰出金がこの目に計上されてございます。

104ページをお願いいたします。3 目の福祉医療費でございますが、17年度の執行状況等、実績を踏まえまして、643万6,000円増額の1億5,280万9,000円を予定させていただきました。

4 目の障害福祉費でございますが、1,368万6,000円減額の1億9,787万5,000円を予定させていただきました。主な内容といたしましては、109ページをお願いいたします。109ページ、中ほどに支援費事業がございます。障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行するに伴いまして、18年度においては今までの支援費事業と年度途中から自立支援法に移行します下段の介護給付事業から111ページまでの事業、合わせまして実績等を踏まえ、予定をさせていただきました。また、新規事業といたしまして、手話通訳者派遣事業、111ページをお願いいたします。上から四つ目の丸でございますが、地域生活支援事業の中に予定をさせていただきました。

以上でございます。

○中川健治議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 110ページから113ページ、5 目人権対策費についてご説明させていただきます。

同和対策推進事業として113万5,000円、また人権男女共同参画推進事業として講演会開催等の事業費48万1,000円を計上いたしました。

以上でございます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 112ページ、113ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございますが、児童手当支給事業等の経費でございます。

2,875万1,000円増額の1億9,934万3,000円を予定させていただきました。主な内容といたしましては、児童手当支給事業につきまして児童手当の支給対象年齢が現行の小学校第3学年終了時までから第6学年終了時まで引き上げに伴う3,044万5,000円の増額、次の114ページお願いいたします。上段に放課後児童対策事業がございますが、一つの学童保育所の廃止に伴います172万4,000円の減額によるものでございます。

下段の2目保育所費でございますが、9,740万1,000円減額の4億7,046万2,000円を予定させていただきました。減額の主な内容といたしましては、南保育園移転改築事業が平成17年度で終了したため、これに伴う事業費が減額されてございます。

126ページをお願いいたします。3目児童館運営費でございますが、5,976万6,000円減額の2,307万5,000円を予定させていただきました。主な内容といたしましては、北児童館の改築事業が平成17年度で終了するため、これに伴う事業費の減額がされております。また、4月1日から児童館の開館時間を午前9時から午後6時30分までにすることに伴います人件費等371万5,000円の増額を予定させていただきました。

以上でございます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 130ページから133ページ、上段をお願いいたします。

3款民生費、3項国民年金費、国民年金事務取扱費でございます。前年比比べますと96万2,000円の増でございます。1,193万2,000円の見込みでございます。内容につきましては、国の法定事務、委託の事務として主に1号被保険者の異動処理と年金相談業務を行っております。予算の91%が人件費であります。

以上でございます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 132ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、132ページから137ページまでになっております。

比較で8,877万9,000円の増額になっておりますが、137ページの国民健康保険特別会計の繰出金、この衛生費より出ていることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、136ページの2目の予防費でございますが、前年対比442万円の増で9,740万2,000円の予算を予定しております。ページは136ページから143ページまででございます。増額の主な理由としては、予防接種事業及び老人保健事業のうち基本健診とがん検診委託料の増額のためでございます。

続きまして、142ページの3目の母子衛生費でございますが、142ページから145ページまででございます。特にこの目については変更ございません。

それから、144ページの母子センター費でございますが、144ページから147ページまでになって

おります。前年対比1,380万6,000円の増額になっておりますが、母子センターの解体工事等が主なものでございます。

それから、146ページの中ほどになりますけれども、5目の環境衛生費でございます。ページは146ページから149ページまででございます。前年対比425万5,000円の減額でございます。これは浄化槽事業の減ということと、補助金の見直し等でございます。

それから、148ページの6目の公害対策費でございますが、3万1,000円の増額になっておりますが、公害車等の車検代、消耗品の増額でございます。

それから、7目の保健センター費でございますが、148ページから151ページまでになっておりますが、管理運営事業費として447万3,000円を計上したところでございます。

それから、150ページの4款衛生費、2項清掃費、1目の清掃総務費でございますが、ページ数は150ページから153ページの上段まででございます。前年対比5,320万8,000円の減額になっておりますが、これは大泉町外2町と太田市外3町の清掃組合と大泉へのし尿処理費の減額によるものでございます。

それから、152ページの2目のじんかい処理費でございますが、前年対比で156万6,000円の減額になっておりますが、これは資源ごみの分別収集の交付金が減額になったものでございます。

それから、3目の地域し尿処理費でございますが、ページ数は152ページから155ページの中ほどでございますが、前年対比で445万円の減額になっておりますが、新中野及び明野下水処理場の修繕料の減額によるものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 2時58分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時10分 再開〕

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 154ページをお開きください。

5款労働費ですが、昨年同様ですので説明は割愛させていただきます。

156ページの6款農林水産業費、1項1目の農業委員会費でございますが、昨年は農業委員の統一選挙がありまして、その費用分がことしは減額になります。しかし、人事異動によりまして人件費が増額になりましたので、若干の増額となったところでございます。

160ページをお開きいただきたいと思います。2目農業総務費でございます。約900万からの増額であります。161ページの一番下に館林邑楽農業共済事務組合事務費負担金が1,918万4,000円計

上してございます。これは国の三位一体改革によりまして、従来から農業共済事業に対し予算の約2分の1に相当する国庫補助が今まで行われておりましたが、平成18年度から国庫補助を廃止し、構成市町村が負担することになったわけでございます。そのための予算計上でございます。なお、その負担に見合う市町村への財源保障は交付税で措置するということでございます。さらに、163ページの下の方に第60回群馬県植樹祭の予算を計上させていただきました。そして、人事異動によりまして職員が1名減というようなこともあったものですから、増減額ありますけれども、2目合計で約900万円の増となったところでございます。

162ページの3目農業振興費ですが、昨年に比べて増となっております。165ページの方を見ていただきたいのでありますが、中ほどに水田農業対策事業補助金が計上してあります。これは昨年はありませんでした。3目が増になっている主な要因でございます。

166ページ、お願いいたします。4目畜産振興費ですが、昨年に比べまして大幅に減額となっております。平成16年11月に施行されました家畜排せつ物法に関する補助金を昨年は約1,400万計上しておりましたが、その削減分でございます。

168ページ、お聞きいただきたいと思います。5目農業振興地域整備費でございます。昨年に比べて増となっております。169ページの一番下の方に農地利用集積促進事業が計上してございますが、これは説明会等既に取り組みを始めております品目横断的経営安定対策等に対応いたしまして、農地の貸し借りに助成金や奨励金を交付するもので、その増額分が5目の主な要因でございます。

170ページでございます。6目の農地費は昨年同様ですので割愛をさせていただきたいと思えます。同じページの7目農業構造改善費ですが、昨年に比べまして減少しております。これは171ページの一番下にあります中野沼管理事業のうち用水機場に関するもの以外は都市計画費の中の公園費に移管したための減額であります。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 172、173ページをお願いいたします。

8目の農業土木費でございますが、前年度と比較をいたしまして4,840万円の増額となっております。主な事業内容につきましては、ふるさと農道緊急整備事業で3路線を予定し、9,300万円を計上してございます。また、小規模土地改良事業では用水路整備1地区、集落道路2路線、農道1路線を予定し、5,220万円を計上してございます。さらに、農業用道路及び用排水路補修事業費として500万円ほどを計上してございます。

以上でございます。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 174ページの7款商工費、1項1目の商工総務費についてご説明申し上げますが、減額になっております。太陽光発電システム設置補助金と太陽熱高

度利用システム導入促進補助事業につきまして、同種の国の制度が18年度から取りやめになることから本町においても18年度は予算を削減したところでございます。

同じページの2目商工振興費は減額でございます。4年間続けてまいりました商工振興販売促進事業補助金、プレミアム商品券と言っておりますが、一定の成果をおさめることができたということから本補助金を取りやめ、それから177ページの一番上にあります商工会補助金はこれは減額になっているのですが、町職員の派遣が17年度で終了することにより減額になるものでございます。中ほどに企業誘致奨励金があります。昨年度より該当する企業がふえることが想定できますので、これは増額を予定をしておるところでございます。そういうことから2目全体では若干の減少になっております。さらに、そのやはり中ほどになりますが、企業立地奨励金を存目であります、計上させていただいたところでございます。

178ページ、お願いしたいと思いますが、4目の共同福祉施設と5目消費生活対策費につきましては、ほぼ昨年と同様ですので割愛をさせていただきます。

同じページの6目観光費でございます。一番下です。大幅な減額でございますが、昨年シンボルタワーの施設改修費を計上させていただきましたが、本年度はその必要がないので減額になっているわけでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 182ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、前年度対比128万8,000円の増額となっております。増額の主なものにつきましては、183ページ中の職員人件費等でございます。

次に、184ページをお開きいただきたいと思います。下段の2目の道路維持費でございますが、対前年度比276万1,000円の増額となっております。1枚はぐっていただきまして、187ページでございますが、新規事業といたしまして道路維持施設整備事業といたしまして砂利置き場整備工事費300万円ほどを計上させていただいております。

次に、その下段でございます3目の道路新設改良費でございますが、前年度比2億2,100万円ほどの減額となっております。減額の主な要因でございますが、前年度実施いたしました町道幹線6号線の踏切拡幅改良事業の完了によりますところの約7,000万円の減額、地方道路交付金事業で推進しております町道幹線6号、19号線の事業費ですが、予算要求内示によりまして1億円ほどの減額、また土木課の事業種の調整によりまして、最初にご説明申し上げました農業土木費の4,840万円増額などがございます。主な事業内容ですが、幹線町道では6号、19号、30号線の継続整備、新規で幹線29号線の路線測量、その他町道では2路線の整備、県との協調事業といたしましてサイクリングロードネットワーク事業、また舗装道路補修事業や舗装新設事業に取り組む予定になってございます。

次に、188ページをお願いいたします。3項の河川費、1目河川総務費でございますが、前年度対比9万2,000円の減額となっております。減額の主なものですが、189ページの一般経費中の旅費6万2,000円の減、1枚はぐっていただきまして、191ページをお願いいたします。渡良瀬川クリーン運動協議会分担金2万5,000円減などでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 190ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、4項都市計画費、1目の都市計画総務費でございますが、前年対比258万4,000円の増額となりました。歳出の主なものとしましては191ページになりますが、職員の人件費と193ページをごらんいただきたいと思います。中ほどになりますが、都市計画基礎調査事業として県の委託を受けまして土地利用状況調査及び人口調査等を行います都市計画基礎調査業務委託料を新規に400万円、また都市計画基礎調査に対する県への負担金として新規に60万円計上させていただきました。この費用が主な増額となった項目でございます。

続きまして、192ページをごらんいただきたいと思います。左のページになります。2目の土地区画整理費でございますが、前年対比5,135万1,000円の増額となりました。歳出の主なものとしましては、195ページをごらんいただきたいと思います。土地区画整理事業の給料、職員の給料でございますけれども、それと中ほどからちょっと下になりますが、換地の指定を促進するために換地設計業務委託料を新規に385万4,000円計上させていただきました。また、その下になりますけれども、区画道路築造工事と宅地造成工事につきましては物件移転等に合わせて工事を行う必要から、今年度は事業量の増加が見込まれるため、区画道路築造工事につきましては前年対比1,218万4,000円増額の3,199万円とさせていただきました。また、宅地造成工事につきましても、前年対比545万円の増額の845万円とさせていただいたところでございます。その下の水道管敷設工事負担金につきましては、区画道路築造工事に合わせて水道課の方で水道管の埋設をしておりますけれども、本年度は事業量の増加が見込まれるため、前年対比442万円の増額の561万円とさせていただいたところでございます。また、物件移転補償費につきましては、今年度は特に家屋等の移転が発生を予定されておりますために、前年対比2,545万7,000円の増額とさせていただきました。以上が主な歳出と増額となった項目でございます。

196ページをごらんいただきたいと思います。3目の街路事業費でございますが、存目となっております。

以上でございます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 同じく196ページでございます。

4目公共下水道費2億円につきましては、下水道事業特別会計繰出金でございます。詳細につき

ましては、邑楽町下水道事業特別会計予算の中でご説明申し上げます。

以上でございます。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 同じく196ページをごらんいただきたいと思います。

5目の公園費でございますが、前年対比9,863万1,000円の増額となりました。歳出の主なものとしましては、197ページの上段になりますけれども、職員人件費でございます。それと199ページをお願いいたします。上段部分に公園事業費の光熱水費がございますけれども、今年度から中野沼公園の維持管理を都市計画課で行うことになりまして、電気料と水道料の増加が見込まれるため、前年対比80万4,000円増の482万4,000円とさせていただいたところでございます。中段部分になりますが、公園管理委託料につきましては前年度に引き続き一部の都市公園及び広場につきまして除草管理業務を高齢者活力センターに委託し、町内高齢者の雇用の機会を創出するとともに、管理費用の縮減に取り組んでまいります。前年対比595万円のこれは減額とさせていただきました。

それと下段の方になりますが、公園整備事業費の県施行多々良沼公園整備事業の公園用地購入費9,252万6,000円につきましては県が進めております多々良沼公園内の用地の買収費用でありまして、今年度新規に計上させていただいたものでございます。県の委託を受けまして、邑楽町が買収を行うものでございます。また、多々良沼公園県事業負担金につきましては県の多々良沼公園整備に対する邑楽町の負担金でありまして、今年度は県の事業量が増加する見込みでありますので、前年対比649万2,000円の増額の1,605万9,000円とさせていただきました。増額となった項目は、先ほどご説明申し上げました公園事業費に関する部分でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 200ページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、予算規模につきましてはほぼ前年度と同様となっております。新年度につきましても、引き続き今後の町営住宅のあり方につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 200ページ、9款の消防費について説明申し上げます。

1日常備消防費でございますが、2,376万6,000円ほど増加を見込むものでございます。増加の要因としましては、明和分署の建築に18年度取りかかるというものと、邑楽分署の建築を19年度に進めるための18年度設計等に要する費用が一時的に発生しますので、それらの分担金としての増額を見込むものでございます。

202、203ページをお開きください。3目の消防施設費におきまして、728万5,000円の増加でござ

いますが、これにつきましては防火水槽を1基予定することで増加するものが大きな要因ということでございます。

以上です。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 引き続きまして、下段をごらんいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、1目の教育委員会費につきましては、ほぼ前年度並みの163万1,000円を計上させていただきました。

次に、204ページをお開き願います。2目事務局費につきましては、前年度対比423万8,000円ほど増額してございます。これは職員の配置がえに伴う人件費と、東毛広域市町村圏振興整備組合負担金の増額によるものでございます。

次に、206ページ下段をお願いします。3目学校教育指導費につきましては、769万5,000円ほど増額してございます。これは、職員の退職と職員の配置がえに伴う臨時職員の補充による賃金増等でございます。

次に、212ページをお開き願います。4目教育研究所費につきましては、ほぼ前年度並みですので説明は省略させていただきます。

次に、214ページをお願いします。10款2項小学校費、1目学校管理費につきましては、149万1,000円ほど増額してございます。これは、消防法による点検要領の改正によりまして、消火栓ホースの交換が必要となり、増額するものでございます。

次に、228ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、247万3,000円ほど増額してございます。これは各小学校とも理科、算数等、教材用備品の充実を図るための増額でございます。

次に、234ページをお開き願います。3目学校建設費につきましては、前年度対比2億3,081万5,000円ほど減額してございます。これは主に長柄小学校管理棟の耐震補強、大規模改造事業が完了したことによる減であります。18年度は高島小学校の防水工事、中野小学校の耐震補強、大規模改造事業の実施計画業務委託料を計上したものであります。

同じく234ページの下段をお願いします。10款3項中学校費でございます。1目学校管理費でございますが、189万2,000円ほど減額してございます。これにつきましては、職員の配置がえに伴う職員人件費等の減であります。18年度は中学校の教科書改訂に伴う指導書、また小学校同様消防法による点検要領の改正により消火栓ホースの交換、さらにはコンピューター教室のパソコンリース料の増等によるものでございます。

次に、242ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、31万7,000円ほど増額してございます。これにつきましては、教育用備品の充実を図りたく、増額計上するものであります。

次に、246ページをお開き願います。3目学校建設費につきましては、1,883万2,000円ほど増額

してございます。18年度は呂楽南中学校の体育館防水工事、呂楽中学校の図書室エアコン設置工事等を計上するものであります。

引き続き中段をお願いします。10款4項幼稚園費、1目の幼稚園費につきましては、3,059万4,000円ほど減額してございます。これにつきましては、職員の退職による人件費等の減であります。18年度は高島幼稚園の施設整備事業として、老朽化したフェンスを安全なものに変えるための設置工事を計上するものであります。

以上です。

○中川健治議長 堀井生涯学習課長。

○堀井 隆生涯学習課長 10款5項、254ページをごらんください。

社会教育費は、全体で前年度の104.8%です。1目社会教育総務費については、254でページありますけれども、前年並みなので省略させていただきます。2目、258ページの青少年育成費につきましては、前年の73.8%で減額です。減額の原因としましては、青少年育成推進員の3年に1度の委嘱がえの年が昨年度でした。そういった経費のマイナス部分と青少年関係団体補助金の減額によるものです。

260ページをごらんください。文化財保護費については、前年対比の48%です。これにつきましては、埋蔵文化財の調査等を大型開発による調査の予定がございませんので、減額しております。

262ページ、4目公民館費につきましては、公民館の管理運営と青少年教育、生涯学習を中心に予算計上したわけなのですが、昨年度より71万8,000円増額となっております。

5目、268ページ、同和集会所費につきましては、昨年度の約50%の予算です。これは、これからの同和教育集会所は地域住民の福祉の向上や交流と拠点となるコミュニティセンターとしての役割と機能を果たすと考えて、建物、集会所施設を第2区行政区へ18年度の早い時期に移管したいという方向で進めているためでございます。

6目地区公民館費は270ページからあります。特に長柄公民館なのですが、国際交流や体験学習を推進すべく計上しました。

7目、276ページをごらんください。図書館費につきましては、前年比115.4%伸びておりますけれども、増の原因は人件費の正規職員1名の増員によるものです。なお、図書購入費は前年度と同額となっております。

8目、280ページ、勤労青少年ホームはほぼ前年度と同額でその点省略させていただきます。

288ページから6項の保健体育費がございまして、給食センター費を除き、前年度比74.2%です。1目保健体育総務費につきましては、17万9,000円減の609万円です。消耗品の節減や補助金の減額によるものです。

2目体育施設費については、ほぼ同額ですので省略させていただきます。

3目、292ページ、前年度対比67.2%、1,349万8,000円の減です。これは職員1名の減員による

もの、それと体育館改修の完了によるものです。

4目、5目、296ページからですけれども、武道館費、5目のスポクーレクリ費については、若干の減額となっておりますけれども、消耗品等の節約によるものでございますので、省略させていただきます。

以上です。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 引き続きまして、298ページ下段をごらんいただきたいと思います。

6項保健体育費、6目の給食センター費でございますが、前年度対比2,146万6,000円の増額でございます。これにつきましては、老朽化しました仕切り皿の交換並びに小中学校、また幼稚園に設置してあります保冷庫の入れかえ、さらに学校給食の安全性を高めるため、新たに低温真空冷却器、ドライ式三槽シンク等の備品購入を計上するものであります。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 11款災害復旧費につきましては、存目でございます。

12款の公債費についてでございますが、1目元金におきまして4,563万8,000円の増ということで公債費元金の合計金額は5億2,821万7,000円を予定するものであります。また、同じく利子におきまして、335万9,000円の減ということで1億2,554万円を計上するものであります。

以上です。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 私の方からは国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計をご説明申し上げます。

まず初めに、国民健康保険特別会計をご説明申し上げます。ピンクの紙を1枚めくりますと邑楽町国民健康保険特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ23億2,450万3,000円でございます。前年度比16.6%の増でございます。

9ページをお願いいたします。2、歳入。1款国民健康保険税でございます。前年比で見ますと3,220万8,000円の増でございます。被保険者の増によるものでございます。

11ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1目の療養給付費等負担金でございます。前年比で見ますと650万9,000円の減でございます。国保制度の見直しにより国庫負担金のパーセントが減により減額になっています。

続きまして、4款療養給付費交付金でございます。1目療養給付費交付金でございます。前年比で見ますと1億4,346万9,000円の増でございます。退職被保険者の増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。5款県支出金、2項県補助金でございます。前年比8,471万9,000円の増でございます。国保制度の見直しにより国からの県への財源移譲のため増でございます。

15ページをお願いいたします。8款繰入金、1目一般会計繰入金でございます。前年比8,541万円の増でございます。これにつきましては、職員給与等の法定内とその他一般会計の繰入金の分でございます。以上で歳入を終わらせていただきます。

歳出のページの25ページをお願いいたします。2款保険給付費、2目退職被保険者等療養給付費でございます。前年度比7,482万5,000円の増でございます。合計しますと2億3,274万3,000円の増となっております。前年度比20.9%の医療費の伸びの分でございます。

以上で国民健康保険特別会計を終わらせていただきます。

続きまして、老人保健特別会計をご説明申し上げます。1ページを見ていただきたいと思います。歳入歳出それぞれ18億510万6,000円でございます。前年度比5.3%の増であります。

7ページの歳入をご説明いたします。2、歳入。1款支払基金交付金、1目の医療費交付金でございます。前年度比7,868万2,000円の減でございます。これにつきましては、老人保健制度の改正により支払基金の減でございます。

続きまして、2款国庫支出金、1目医療費負担金、前年比で見ますと7,490万2,000円の増でございます。これにつきましても改正により費用負担の割合の増であります。

続きまして、9ページをお願いいたします。4款繰入金、1目の一般会計繰入金、前年比7,645万5,000円の増でございます。これにつきましては、制度改正により費用負担割合の増になっております。

続いて、13ページの歳出をお願いいたします。2款医療諸費、1項医療諸費でございます。合計しますと前年度比9,312万5,000円の増でございます。これにつきましては、医療費の分でございます。

以上で老人保健特別会計を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計をご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ11億735万3,000円でございます。前年度比9.0%の増であります。

9ページの歳入をご説明します。2款国庫支出金、2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。これにつきましては、新規事業であります。費用額の25%の部分でございます。予算額が112万5,000円の計上をさせていただきました。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）であります。これにつきましては、給付費の40.5%でございます。予算額は584万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、11ページをお願いいたします。4款県支出金の中の1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、これも新規事業でございます。これにつきましても、給付費の12.5%でございます。予算額が56万2,000円の計上をさせていただきました。

続きまして、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）であります。これにつきましても、給付費の20.25%でございます。予算額が292万2,000円の計上をさせていただきました。

続きまして、13ページをお願いいたします。5款繰入金の中の2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）でございます。これにつきましては、給付費の12.5%でございます。予算額が56万2,000円の計上をさせていただきました。

3目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）でございます。これにつきましては、給付費の20.25%でございます。予算額は292万2,000円で計上させていただきました。

4目の地域支援事業繰入金（介護予防支援事業）でございます。予算額は778万6,000円でございます。これにつきましては、介護保険制度の改正により福祉の部分が介護の方へ移譲された分でございます。以上で歳入を終わらせていただきまして、歳出のページが21ページをお願いいたします。

2款保険給付費、3目地域密着型介護サービス給付費でございます。これにつきましては、予算額4,500万の計上をさせていただきました。これにつきましては、グループホームのこれが地域密着型という形になりますので、この中から給付されるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。2款保険給付費、2項の介護予防サービス等諸費でございます。これにつきましても、1目の介護予防サービス給付費1,850万を計上させていただきました。合計しますと2,745万3,000円でございます。その予算を計上させていただきました。

続きまして、27ページをお願いいたします。2款保険給付費の中の1目特定入所者介護サービス費でございます。予算額は2,040万計上させていただきました。これにつきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費の自己負担分、平成17年10月からにかかわる低所得者対策の給付費の分でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。5款地域支援事業費、1目の包括的支援事業、予算額が1,796万4,000円ということで計上させていただきました。以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計の予算の補足説明を申し上げます。

下水道事業特別会計予算の総額につきましては、4億6,195万1,000円を予定させていただきました。前年度と比較しますと1億93万5,000円の減額でございます。

9ページをお開き願いたいと思います。歳入について説明をさせていただきます。下水道事業につきましては、既に80ヘクタールを供用開始しておりまして、さらに18年度において4.7ヘクタールの供用開始を予定しておりますので、これを踏まえまして1款分担金及び負担金につきましては前年度と比較しますと357万5,000円減額の950万円にて予定をさせていただきました。受益者負担金が減額になりましたのは、前年度より供用開始区域が少なく、また公共升設置数も少なかったことによるものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、平成17年度の末、12月末におきまして662戸の利用者がおりまして、平成18年度に予定をしております供用開始に伴う新規利用者を見込み、これまでの実

績を踏まえて下水道使用料として406万円増額の3,130万円を予定させていただきました。

3 款国庫支出金につきましては、5,300万円減額の9,700万円を予定させていただきました。国庫補助事業につきましては、幹線管渠推進工事 2 路線540メートルと開削工事 3 路線の1,410メートル、及び設計業務委託としまして開削設計3,500メートルと地質調査10カ所を予定させていただきました。

1 枚あけていただきまして、11ページをお開き願いたいと思います。4 款県支出金につきましては、町単独事業に対する県の補助制度でございます。各市町村の財政力等によりまして計算され、県より決定される金額でございます、40万円を予定させていただきました。

5 款繰入金につきましては一般会計繰入金でございます、352万円減額の 2 億円にて予定をさせていただきました。減額になりましたのは、国庫補助事業や単独事業の減によるものでございます。

8 款町債につきましては、4,500万減額の 1 億2,360万円にて予定をさせていただきました。減額となりましたのは、起債対象事業の国庫補助事業が減ったことによるものでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。歳出関係について説明をさせていただきます。1 款下水道費、1 項公共下水道費、1 目下水道総務費につきましては、前年度に比較しますと9,997万4,000円減額の 3 億2,803万9,000円を予定させていただきました。13節委託料2,213万4,000円につきましては、認可区域内の面整備に伴う管渠実施設計業務委託、地質調査業務委託、管渠テレビカメラ調査業務委託、下水道台帳作業作成の業務委託を予定したものでございます。

15節工事請負費につきましては、2 億1,715万円を予定させていただきました。工事の内訳につきましては、国庫補助対象工事としまして1 億8,200万円、単独工事費として3,515万円を予定させていただきました。工事につきましては、鶉新中野幹線を水木の橋から中野東小学校までの延長430メートルほか 1 路線の推進工事と十三坊塚地内及び光善寺地内の開削工事1,410メートルを予定させていただきました。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4,480万4,000円を予定させていただきました。主なものにつきましては、浄化槽の廃止補助金100万円と利根川左岸流域下水道建設負担金878万7,000円、及び利根川左岸流域下水道水質浄化センター維持管理負担金3,183万8,000円を予定させていただきました。

続きまして、17ページをお開き願いたいと思います。2 款公債費につきましては、6 万1,000円減額の 1 億3,381万2,000円を予定させていただきました。下水道事業において起債として借り入れたものに対し、返済義務が生じた元金及び利子を予定させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成18年度邑楽町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。水道事業会計の 1 ページをお開き願いたいと思います。初めに、業務の予定量でございます。節水意識の定着により、

水需要は減少傾向にありますますが、集合住宅等の建設が順調でありますので、年度末給水戸数を9,745栓とし、102戸の新規加入を予定させていただきました。給水量につきましては、工業団地に企業の進出が予定されていることから、17年度末給水推定見込み量により年間総給水量を390万立米とし、1日平均給水量につきましては1万685立米と予定をさせていただきました。主な建設改良事業の1億1,121万円につきましては、石綿管改修工事や配水圧力改善の改修工事、及び鶴土地区画整理事業に伴う配水管布設工事を予定させていただきました。浄水場整備費1,250万円につきましては、第3浄水場及び中野浄水場の沈殿池盤交換及びろ過砂交換工事を予定させていただきました。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。収益的収入及び支出、3条予算でございます。収益的収入につきましては、前年度と比較しますと346万4,000円減額の5億3,463万3,000円を予定させていただきました。1項営業収益の1目給水収益につきましては、301万1,000円減額の5億1,507万7,000円を予定させていただきました。水道使用料につきましては、節水意識の定着により水需要は減少傾向にありまして、前年度の実績見込みから推計し、5億299万2,000円を予定させていただきました。加入金につきましては、集合住宅の建設が順調でありますので、1,208万5,000円を予定させていただきました。

15ページをお開き願いたいと思います。収益的支出でございます。1款水道事業費用につきましては、前年度より549万6,000円減額の5億2,787万3,000円を予定させていただきました。主な内訳につきましては、県水の受水量の減に伴う自己水の増加が予定されることから、動力費につきましては2,888万円を予定させていただきました。また、薬品費につきましても、1,439万7,000円を予定させていただきました。県水受水費につきましては、受水量の見直しが1日最大使用量6,218立米から6,032立米と186立米減らすことが調整できましたことによりまして、645万7,000円減額の2億936万円を予定させていただきました。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。資本的収入でございます。4条予算でございます。資本的収入につきましては、前年度と比較しますと330万4,000円増額の3,851万円を予定させていただきました。1項企業債につきましては、石綿管改修工事等配水本管改修に伴う起債対象事業費を公営企業債として1,000万円を予定させていただきました。

2項負担金につきましては、1,330万4,000円増額の2,851万円を予定させていただきました。負担区分に基づく負担金につきましては、消火栓新設工事に対する負担金でございまして、負担区分に基づかない負担金は水道管の移設費として予定をさせていただきました。

歳出に伴う不足額につきましては、損益勘定留保資金等の補てん財源1億7,677万4,000円を予定させていただきました。

23ページをお開き願いたいと思います。資本的支出でございます。前年度と比較しますと1,607万円増額の2億1,528万4,000円を予定させていただきました。主な内容につきましては、配水本管費

7,860万円につきましては、石綿管改修や配水圧力改善改修工事を予定させていただきました。浄水場整備費1,250万円につきましては、中野浄水場及び第3浄水場のろ過砂交換等の工事を予定させていただきました。

企業債償還金、9,119万1,000円につきましては、償還義務が生じた元金を予定させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中川健治議長 これをもちまして平成18年度予算に関する提案説明並びに補足説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成18年度各会計の予算については、後日それぞれ常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにいたします。

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 4時05分 散会〕